

ゆうゆう



総合パンフレット・重要事項説明書

2011年度

退職後も安心保障!

年に一度の見直しの時期です。
契約内容を必ず確認しましょう。



「ゆうゆう」に関する保障内容・お手続き関係などのお問い合わせは下記までお願いします。

「ゆうゆう」コールセンター

☎ 0120-81-3401

コールセンター開設期間	2011年1月10日(月)~2011年1月31日(月)
受付時間	[月~金] 10:00~16:00
申込書の提出締切日	2011年1月31日(月)必着

「ゆうゆう」コールセンターのご利用について

契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からのお問い合わせのみご対応させていただきますので、ご了承のほどお願いします。

生命・後遺障害保障

事故死亡上乗せ特約

P.5

終身生命保障

P.7

入院・手術保障

医療上乗せ特約

三大疾病特約

P.9

終身医療保障

P.11

火災保障

自然災害保障

借家人賠償責任特約

P.13

交通災害保障

P.19

重要事項
説明書

P.24

注意事項

- 加入申込書に記載された内容に変更のある場合は必ずお手続きください。
- 「ゆうゆう」へご加入をされる方は、必ず重要事項説明書(P.24以降)をお読みください。

「ゆうゆう」継続加入のご案内

日ごろより「ゆうゆう」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
ごさいます。

ご契約の継続案内を送付させていただきますので、
ご契約内容の確認をお願いします。



申込書提出締切日と効力発生日(保障開始日)**申込書提出締切日****2011年
1月31日(月) 必着****【効力発生日(保障開始日)】****2011年4月1日**

「ゆうゆう」加入・継続加入申込書、(旧制度)医療共済継続切替確認書のご提出は同封の返信用封筒(ゆうゆうセンター宛)をご利用ください。

**「ゆうゆう」加入・継続加入申込書および
「(旧制度)医療共済継続切替 確認書」の取扱いについて**

- 「ゆうゆう」加入内容に変更(新規加入・変更・解約など)がある場合は「ゆうゆう」加入・継続加入申込書をご提出ください(ご変更のない場合は、申込書のご提出は不要です。この場合、申込書記載の加入内容にて継続加入とさせていただきます。)
- (旧制度)医療共済にご加入の方は旧医療共済切替確認書が同封されております。
(旧制度)医療共済の継続については、確認書記載の取扱い内容をご確認いただきお手続きください。

今年度の改定点

改定点
1

自然災害保障「大型タイプ」新登場

自然災害保障に
大型タイプ
が新登場!



詳しくは自然災害保障P.15～16をご覧ください。

風水害など
のとき

突風・暴風雨・豪雨・洪水・雪崩・高波など

標準タイプ 最高保障額

3,000万円

標準タイプより
1,200万円UP

大型タイプ 最高保障額

4,200万円

地震など
のとき

地震による火災・損壊

標準タイプ 最高保障額

1,200万円

標準タイプより
600万円UP

大型タイプ 最高保障額

1,800万円

NEW

大型タイプ

に付随する
新しい
保障内容

付属建物等特別保障 風水害等、地震等による付属建物・付属工作物の損害

- ・風水害等による損害額が10万円を超える場合
- ・地震等による損害額が20万円を超える場合

1世帯あたりの保障額

3万円



保障内容の一例



カーポート

改定点
2

生命・後遺障害保障月掛金 改定

損害保険各社が加盟する「損害保険料算出機構」が算出した「参考純率」が改定されたことをふまえ、生命・後遺障害保障のうち損害保険会社引受分（傷害後遺障害保障に係る掛金）の保険料を2011年4月1日発効契約より一部「引上げ」させていただきます。ご了承ください。

※「損害保険料算出機構」に関する情報は同機構ホームページ(<http://www.nliro.or.jp/>)をご参照ください。

「ゆうゆう」ラインナップ

「ゆうゆう」では以下の6保障と5特約がラインナップされており、退職者会で継続できます。

保障名 (特約)	特 徴	保障 期間	病 気							け が					住宅災害			
			死亡・ 重度障害	身体 障害	入院・ 手術	三 大疾 病入 院等	入 院前 後通 院	先 進医 療	長 期入 院	死亡・ 重度障害	身体 障害	入院・ 手術	入 院前 後通 院	通 院	先 進医 療	長 期入 院	火 災	自 然災 害
生命・後遺障害保障 ★ P.5	病気やけがによる死亡や重度障害、身体障害となった場合に保障します。	1年	○	○							○	○						
事故死亡 上乗せ特約	交通事故や不慮の事故を直接の原因として、死亡された場合に保障します。	1年									○ ※1							
終身生命保障 P.7	病気やけがによる死亡を一生にわたり保障します。	終身	○								○							
入院・手術保障 P.9	病気やけがによる入院・手術を保障します。	1年			○							○						
医療上乗せ 特約	入院・手術保障の上乗せ保障として、入院前後の通院や長期入院などを保障します。	1年				○ ※2	○	○				○ ※2		○	○			
三大疾病 特約	がん・脳卒中・急性心筋梗塞など三大疾病による入院・手術などを保障します。	1年				○ ※3												
終身医療保障 P.11	病気やけがによる入院・手術を一生にわたり保障します。	終身			○							○						
火災保障 P.13	火災・落雷などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年															○	
自然災害 保障	地震・風水害・盗難などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年															○	
借家人賠償 責任特約	火災・漏水などにより家主から損害賠償請求された場合に保障します。	1年																○
交通災害保障 P.19	交通機関に起因して発生した事故による死亡・入院・通院などを保障します。	1年									○ ※5	○	○ ※4		○ ※4			

※1「事故死亡上乗せ特約」は死亡のみ保障します。

※2入院前後通院は、入院保障が支払われた場合に保障されます。

※3三大疾病特約は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞を原因とする診断保障・入院保障・手術保障を含みます。

※4交通災害保障には手術による保障はありません。なお、通院のみの場合でも対象となります。

※5「交通災害保障」は交通事故を原因とする場合に保障します。

●各保障の詳細につきましては、総合パンフレットの該当箇所および重要事項説明書でご確認ください。

★生命・後遺障害保障は、在職中より継続して加入されている方のみ、継続加入できる制度となります。

家族のことを考えた遺族保障 生命・後遺障害保障

保障期間 **2011年4月1日～2012年3月31日**
(共栄火災引受分:2011年4月1日午後4時～2012年4月1日午後4時)

引受団体 全労済…「団体定期生命共済」 / 日本生命…「団体定期保険」 / 共栄火災など…「標準傷害保険」 全トヨタ労連…「自家生命共済」

おすすめPOINT

最高で満**79歳**まで
継続加入できます。

※在職中より、継続加入されている場合

病気やけがによる死亡保障のほか
後遺障害による
保障があります。

団体掛金により
掛金負担を
軽減できます。

ご注意

生命・後遺障害保障は、在職中より継続して加入されている方のみ継続加入できる制度となります(新規加入はいただけません)。

step 1 保障内容と保障額

▼基本契約(生命・後遺障害保障)および特約(事故死亡上乗せ特約)の保障内容は以下のとおりです。

生命・後遺障害保障(基本契約)			事故死亡上乗せ特約
死亡・重度障害保障	傷害後遺障害保障	疾病後遺障害保障	事故死亡保障
保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障害となった場合、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故※1により、事故の日から180日以内に所定の身体障害となった場合、お支払いします。	保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障害となり、身体障害福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付された場合にお支払いします。	保障期間中に不慮の事故※1により、事故の日から180日以内に死亡した場合に、お支払いします。

▶基本契約にプラスで加入▶

▼「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、加入額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ(特約なし)	B	基本契約 ⊕ 事故死亡上乗せ特約

タイプ		保障名	保障額	
組合員(本人)・配偶者	B	死亡・重度障害保障	500万円	1,000万円
		傷害後遺障害保障	500万円	1,000万円
		疾病後遺障害保障	500万円※2	
		事故死亡保障	500万円	1,000万円

重要

※1「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。

※2「疾病後遺障害保障」の保障額は一律で500万円となります。

●生命・後遺障害保障は全労済、生命保険会社(日本生命)、損害保険会社(共栄火災など)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(全労済P.30、生命保険会社P.32、損害保険会社P.35、全トヨタ労連P.36)でご確認ください。



継続加入できる方と保障額の範囲

継続加入できる方	継続できる年齢 (効力発生日時点)	継続できる保障額	注意事項
組合員(本人)	満69歳以下	500万円・1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ●新規、増額加入をすることはできません。(既加入額の減額・解約のみとなります。) ●配偶者の継続には、組合員(本人)の加入が必要となります。 ●配偶者は、組合員(本人)の加入額を超えて加入することはできません。
	満70歳~満79歳	500万円	
配偶者	満59歳以下	500万円・1,000万円	
	満60歳~満79歳	500万円	



- 配偶者は、組合員(本人)と同一戸籍の場合加入できます。
- 効力発生日の満年齢によって継続加入できる保障額が異なります。

あなたと大切なご家族のために ムリ・ムダのない保障を考えよう!

いざというときのお金はたくさん受け取りたいけれど、保障ばかりにお金を使うことはできません。

保障選びのポイントはムリやムダをなくすこと

1.どんな保障が **2.どれだけ必要か?**を確認することが必要です。

子どもが独立したら セカンドライフ

子どもが就職や結婚で独立をする時期は、遺族への必要保障額も減少します。

この時期からは、ご自身や配偶者のセカンドライフに向けた保障作りが必要となります。

保障作りのポイントは、死亡保障よりも医療保障(入院・手術など)や貯蓄などを中心にライフプランを考えましょう。



[必要な死亡保障額の目安]

葬式代や配偶者の生活費など **1,000万円~2,000万円程度**

月掛金について

▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

▼月掛金は以下のとおりとなります。

加入できる方	効力発生日の満年齢		500万円	1,000万円	効力発生日の満年齢		500万円	1,000万円
	加入時年齢	タイプ			加入時年齢	タイプ		
組合員(本人) 配偶者	満50歳~満54歳	A	2,540円	4,970円	満65歳~満69歳	A	8,540円	※16,470円
		B	2,690円	5,260円		B	8,690円	※16,760円
	満55歳~満59歳	A	3,940円	7,770円	満70歳~満74歳	A	12,040円	加入 できません
		B	4,090円	8,060円		B	12,190円	
	満60歳~満64歳	A	5,340円	※10,570円	満75歳~満79歳	A	18,040円	
		B	5,490円	※10,860円		B	18,190円	



- ※ 満60歳~満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員(本人)のみの適用となります。
- ※ 満50歳未満の月掛金については、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

掛金改定

生命・後遺障害保障のうち損害保険会社引受分(傷害後遺障害部分)の保険料を2011年4月1日発効契約より一部「引上げ」させていただきます。ご了承ください。

一生涯の安心のために 終身生命保障

保障期間 **2011年4月1日～終身保障**
(災害死亡特約は満80歳まで保障)

引受団体 全労済…「終身生命共済」

おすすめPOINT

死亡保障が
一生涯
続きます。

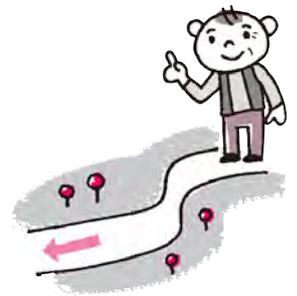
掛金払込終了後は
掛金負担が
ありません。

災害時の保障(災害死亡特約)は
満80歳まで保障
されます。

step 1 保障内容と保障額

▼「終身生命保障」にご加入の場合は、ご希望の加入額を加入申込書にご記入ください。

保障内容	死亡・重度障害保障(基本契約)	災害死亡特約(自動付帯)
保障額	保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障害※1となった場合に、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡した場合または所定の重度障害となった場合に、お支払いします。
500万円	500万円	500万円
300万円	300万円	300万円



重要

- ※1 重度障害とは、重要事項説明書(P.59)で定める「身体障害等級別割合表」の「第1級・第2級・第3級(2・3・4)」の状態をいいます。
- ※2 「不慮の事故など」とは不慮の事故またはこの会所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。
- 災害死亡特約は、満80歳まで保障されます。
- 災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点で、満80歳までの掛金を一括前納していただきます。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢 (効力発生日時点)	保障額	ご加入について
組合員 (本人) 配偶者	満15歳～満54歳	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)	● 新規・増額をご希望の方は、加入申込書記載の「質問表」および「職業告知」欄への回答が必要となります。
その他家族※3	満0歳～満54歳		

重要

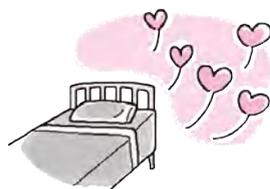
- ※3 「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。
- 「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます(同居であることを要しません)。
- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」ならびに全労済の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。
- 既に掛金払済の場合、加入・継続加入申込書には加入額のみ記載があります。
- 職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断りする場合があります。
- 解約をされる場合は、加入申込書への記入とは別に「解約届」が必要となります。(加入申込書受付後、ゆうゆうセンターより送付いたします。)

以下の条件を満たす場合は、死亡共済金額の全部または一部を「リビングニーズ共済金」としてご請求いただくことができます。

リビングニーズ共済金

余命6ヵ月以内と診断されたとき「病気による死亡共済金」に替えて「リビングニーズ共済金」を請求できます。

- リビングニーズ共済金の詳細については、重要事項説明書(P.39)でご確認ください。



掛金の払込免除

加入者が効力発生日以降に発生した不慮の事故による障害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内かつ、保障期間中に全労済所定の身体障害の状態になったときは、以降掛金の払い込みが免除となります。

- 掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.39)でご確認ください。

step 3 月掛金について

▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

▼保障額(加入額)300万円

(団体割引適用掛金)

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性	
0	3,990円	3,720円	40
1	3,990円	3,750円	
2	4,020円	3,780円	
3	4,050円	3,810円	
4	4,080円	3,840円	
5	4,140円	3,870円	
6	4,170円	3,900円	
7	4,200円	3,960円	
8	4,260円	3,990円	
9	4,290円	4,020円	
10	4,350円	4,050円	
11	4,380円	4,110円	
12	4,440円	4,140円	
13	4,470円	4,170円	
14	4,530円	4,230円	
15	4,590円	4,260円	
16	4,620円	4,320円	
17	4,680円	4,350円	
18	4,740円	4,410円	

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性	
19	4,800円	4,440円	40
20	4,920円	4,560円	39
21	5,070円	4,710円	38
22	5,220円	4,830円	37
23	5,370円	4,980円	36
24	5,550円	5,130円	35
25	5,730円	5,280円	34
26	5,910円	5,460円	33
27	6,120円	5,640円	32
28	6,330円	5,850円	31
29	6,540円	6,060円	30
30	6,810円	6,270円	29
31	7,050円	6,510円	28
32	7,350円	6,780円	27
33	7,650円	7,050円	26
34	7,980円	7,350円	25
35	8,340円	7,680円	24
36	8,730円	8,040円	23
37	9,150円	8,430円	22

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性	
38	9,600円	8,850円	21
39	10,110円	9,300円	20
40	10,680円	9,810円	19
41	11,310円	10,410円	18
42	12,000円	11,040円	17
43	12,780円	11,760円	16
44	13,680円	12,570円	15
45	14,670円	13,500円	14
46	15,840円	14,580円	13
47	17,190円	15,810円	12
48	18,780円	17,280円	11
49	20,670円	19,050円	10
50	23,010円	21,210円	9
51	25,890円	23,880円	8
52	29,580円	27,330円	7
53	34,530円	31,920円	6
54	41,400円	38,370円	5

▼保障額(加入額)500万円

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性	
0	6,650円	6,200円	40
1	6,650円	6,250円	
2	6,700円	6,300円	
3	6,750円	6,350円	
4	6,800円	6,400円	
5	6,900円	6,450円	
6	6,950円	6,500円	
7	7,000円	6,600円	
8	7,100円	6,650円	
9	7,150円	6,700円	
10	7,250円	6,750円	
11	7,300円	6,850円	
12	7,400円	6,900円	
13	7,450円	6,950円	
14	7,550円	7,050円	
15	7,650円	7,100円	
16	7,700円	7,200円	
17	7,800円	7,250円	
18	7,900円	7,350円	

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性	
19	8,000円	7,400円	40
20	8,200円	7,600円	39
21	8,450円	7,850円	38
22	8,700円	8,050円	37
23	8,950円	8,300円	36
24	9,250円	8,550円	35
25	9,550円	8,800円	34
26	9,850円	9,100円	33
27	10,200円	9,400円	32
28	10,550円	9,750円	31
29	10,900円	10,100円	30
30	11,350円	10,450円	29
31	11,750円	10,850円	28
32	12,250円	11,300円	27
33	12,750円	11,750円	26
34	13,300円	12,250円	25
35	13,900円	12,800円	24
36	14,550円	13,400円	23
37	15,250円	14,050円	22

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性	
38	16,000円	14,750円	21
39	16,850円	15,500円	20
40	17,800円	16,350円	19
41	18,850円	17,350円	18
42	20,000円	18,400円	17
43	21,300円	19,600円	16
44	22,800円	20,950円	15
45	24,450円	22,500円	14
46	26,400円	24,300円	13
47	28,650円	26,350円	12
48	31,300円	28,800円	11
49	34,450円	31,750円	10
50	38,350円	35,350円	9
51	43,150円	39,800円	8
52	49,300円	45,550円	7
53	57,550円	53,200円	6
54	69,000円	63,950円	5

病気やけがによる入院・手術などに備えて 入院・手術保障

保障期間 **2011年4月1日～2012年3月31日**

共栄火災引受分:2011年4月1日午後4時～2012年4月1日午後4時
(新規にご加入される場合は、2011年4月1日午前0時～2012年4月1日午後4時)

引受団体 共栄火災…「医療保険(1年契約用)」 全トヨタ労連…「自家医療共済」

おすすめPOINT

入院・手術時の保障にしばった
シンプルな保障内容。

掛金が一律 (二段階:満0歳～満59歳
満60歳～満79歳)となり、
負担額を**軽減**できます。

入院日額の加入限度額が
最高10,000円(組合員・配偶者)
まで加入できます。
(新規加入は満64歳までとなります。)

三大疾病特約付帯の場合、
がん・脳卒中・急性心筋梗塞
による入院・手術などが**手厚**くなります。

step 1 保障内容と保障額(加入タイプ)

▼基本契約(入院・手術保障)および各特約(医療上乗せ特約、三大疾病特約)の保障内容は以下のとおりとなります。

基本契約

入院保障	手術保障
保障期間中に病気やけがで入院したとき入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。	保障期間中に病気やけがで所定の手術※を受けたときに、手術の種類により、入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

医療上乗せ特約

▲ 基本契約にプラスで安心 ▲

長期入院保障	先進医療費用保障	入院前後通院保障
保障期間中に病気やけがによる入院が連続して90日以上となった場合および連続して180日以上となった場合、入院日額の60倍をお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる入院中に先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、入院日額の200倍を限度にお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる治療で入院保障が支払われた場合、その前後の通院について入院日額の30%をお支払いします。入院前通院は入院開始日の前日以前90日間の通院を対象とし、30日分を限度にお支払いします。退院後通院は退院日の翌日からその日を含めて180日間の通院を対象とし、60日分を限度にお支払いします。

三大疾病特約

▲ 基本契約にプラスで安心 ▲

診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
保障期間中に「三大疾病の定義」(P.43)にはじめて診断された場合に三大疾病入院日額の100倍をお支払いします。(加入者の生涯にわたり1回のみ)なお、「上皮内新生物等」と診断された場合は、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。(加入者の生涯にわたり10回が限度)	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「入院保障」の支払対象となる入院をした場合にお支払いします。(支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「手術保障」の支払対象となる手術を受けた場合に三大疾病入院日額の10・20・40倍をお支払いします。



※所定の手術とは、重要事項説明書で定める「入院・手術保障(損害保険会社)における手術支払倍率表」に記載の手術が対象となります。



▼「入院・手術保障」にご加入の場合は、加入額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ (特約なし)	B	基本契約 ⊕医療上乗せ特約	C	基本契約 ⊕三大疾病特約	D	基本契約 ⊕医療上乗せ特約 ⊕三大疾病特約

▼入院日額別保障内容

入院・手術保障(基本契約)		医療上乗せ特約			三大疾病特約		
入院保障	手術保障	長期入院保障	先進医療費用保障	入院前後通院保障	診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
日額10,000円	10万円～40万円	60万円	最高200万円	日額 3,000円	100万円	日額10,000円	10万円～40万円
日額 8,000円	8万円～32万円	48万円	最高160万円	日額 2,400円	80万円	日額 8,000円	8万円～32万円
日額 5,000円	5万円～20万円	30万円	最高100万円	日額 1,500円	50万円	日額 5,000円	5万円～20万円
日額 3,000円	3万円～12万円	18万円	最高 60万円	日額 900円	30万円	日額 3,000円	3万円～12万円



●「入院・手術保障」の保障内容などの詳細については、「重要事項説明書」(P.41～P.44)にてご確認ください。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		加入時年齢における保障額の範囲	ご加入について
	新規契約	継続契約		
組合員(本人)	満15歳	満79歳まで	日額3,000円～日額10,000円	●新規・増額(特約含む)をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表」および「職業告知」欄への回答 が必要となります。
配偶者	満64歳			
その他家族 (組合員の子ども・同居の親族)	満0歳 ～ 満64歳		日額3,000円～日額5,000円	



- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 入院・手術保障の基本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員およびその配偶者・子ども・同居の親族を被保険者とする団体保険契約となります。

step 3 月掛金について ▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。 効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

▼月掛金は以下のとおりとなります。

加入(継続)できる年齢 (効力発生日時点)	加入(継続)できる方 (保障額の範囲)	基本契約額 (入院保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満0歳～満59歳	組合員 配偶者	日額10,000円	1,800円	2,200円	3,000円	3,400円
		日額 8,000円	1,440円	1,760円	2,400円	2,720円
	その他家族	日額 5,000円	900円	1,100円	1,500円	1,700円
		日額 3,000円	540円	660円	900円	1,020円
満60歳～満79歳	組合員 配偶者	日額10,000円	4,300円	6,000円	12,300円	14,000円
		日額 8,000円	3,440円	4,800円	9,840円	11,200円
	その他家族	日額 5,000円	2,150円	3,000円	6,150円	7,000円
		日額 3,000円	1,290円	1,800円	3,690円	4,200円



- 新規・増額加入は効力発生日(保障開始日)時点で満64歳までの方が加入できます。
- 満0歳～満59歳、満60歳～満79歳まで掛金が一律となります。
- 期の途中でご加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の満年齢による掛金となります。またご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。

一生涯の医療保障のために 終身医療保障

保障期間

2011年4月1日～終身保障

引受団体 全労済…「終身生命共済 終身医療プラン ベーシックタイプ」

おすすめPOINT

**一生涯の
医療保障**

を備えることができます。

**病気やけがによる
入院・手術に
しぼった
シンプルな保障内容。**

**更新による掛金のアップ
はありません。**

(加入時の掛金が一生涯変わりません)

step 1 保障内容と保障額

▼「終身医療保障」の保障内容および加入できる保障額は以下のとおりです。

保障内容	入院保障	手術保障
保障額 (加入額)	保障期間中に病気やけがで入院したとき、入院1日目(日帰り入院も保障)から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分をお支払いします。	保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。
日額5,000円	日額5,000円	1回につき 50,000円
日額3,000円	日額3,000円	1回につき 30,000円

重要

※1所定の手術とは、重要事項説明書(P.62)で定める「終身医療保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。
※終身医療保障の加入は日額5,000円または日額3,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢 (効力発生日時点)	保障額	ご加入について
組合員 (本人) 配偶者	満15歳～満75歳	日額5,000円 または 日額3,000円	●新規・増額をご希望の方は、加入申込書記載の「質問表」および「職業告知」欄への回答が必要となります。
その他家族※2			

重要

※2「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。
●「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます(同居であることを要しません)。
●効力発生日(2011年4月1日)時点で満0歳～満14歳までの方は加入ができません。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
●職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断りする場合があります。
●過去2年以内の発効契約において「終身医療保障」ならびに、ゆうゆう共済「医療共済」または、全労済の「総合医療共済」の入院日額を通算して、入院日額10,000円を超える場合は質問表への回答のほか、全労済所定の健康診断書を提出していただくことがあります。
●解約される場合は、加入申込書への記入とは別に「解約届」が必要となります。(加入申込書受付後、ゆうゆうセンターより送付いたします。)

モデル例

●20歳(男性)が入院日額3,000円に加入した場合

20歳の掛金	月掛金 1,062円
↓	↓
80歳の掛金	月掛金 1,062円

**加入時の掛金が
一生涯変わりません**

退職後も安心して継続できます!

重要

●終身医療保障では、加入時の掛金を一生涯払うことで、終身にわたって保障が継続するしくみとなっています。加入年齢が若いほど月々の掛金もお手頃となることから、医療保障のベースとして加入することをおすすめします。
●満75歳まで新規加入できることから、医療保障が不足している方におすすめします。

掛金の払込免除

加入者が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障害の状態になったときは掛金の払い込みが免除となります。

●掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.46)でご確認ください。

step 3 月掛金について

▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書をご記入ください。
効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

(団体割引適用掛金)

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	入院日額(加入額) 3,000円		入院日額(加入額) 5,000円	
	月掛金			
	男性	女性	男性	女性
15	954円	966円	1,590円	1,610円
16	978円	984円	1,630円	1,640円
17	996円	1,014円	1,660円	1,690円
18	1,014円	1,038円	1,690円	1,730円
19	1,038円	1,062円	1,730円	1,770円
20	1,062円	1,092円	1,770円	1,820円
21	1,086円	1,116円	1,810円	1,860円
22	1,116円	1,140円	1,860円	1,900円
23	1,140円	1,170円	1,900円	1,950円
24	1,164円	1,194円	1,940円	1,990円
25	1,194円	1,224円	1,990円	2,040円
26	1,218円	1,248円	2,030円	2,080円
27	1,248円	1,272円	2,080円	2,120円
28	1,278円	1,302円	2,130円	2,170円
29	1,314円	1,332円	2,190円	2,220円
30	1,344円	1,356円	2,240円	2,260円
31	1,380円	1,380円	2,300円	2,300円
32	1,410円	1,410円	2,350円	2,350円
33	1,446円	1,446円	2,410円	2,410円
34	1,482円	1,476円	2,470円	2,460円
35	1,524円	1,518円	2,540円	2,530円
36	1,566円	1,554円	2,610円	2,590円
37	1,608円	1,596円	2,680円	2,660円
38	1,656円	1,644円	2,760円	2,740円
39	1,704円	1,692円	2,840円	2,820円
40	1,752円	1,746円	2,920円	2,910円
41	1,794円	1,794円	2,990円	2,990円
42	1,848円	1,854円	3,080円	3,090円
43	1,908円	1,908円	3,180円	3,180円
44	1,962円	1,968円	3,270円	3,280円
45	2,022円	2,034円	3,370円	3,390円

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	入院日額(加入額) 3,000円		入院日額(加入額) 5,000円	
	月掛金			
	男性	女性	男性	女性
46	2,088円	2,100円	3,480円	3,500円
47	2,154円	2,166円	3,590円	3,610円
48	2,214円	2,226円	3,690円	3,710円
49	2,286円	2,298円	3,810円	3,830円
50	2,364円	2,376円	3,940円	3,960円
51	2,442円	2,454円	4,070円	4,090円
52	2,526円	2,538円	4,210円	4,230円
53	2,604円	2,616円	4,340円	4,360円
54	2,688円	2,706円	4,480円	4,510円
55	2,778円	2,796円	4,630円	4,660円
56	2,874円	2,898円	4,790円	4,830円
57	2,964円	2,994円	4,940円	4,990円
58	3,066円	3,102円	5,110円	5,170円
59	3,180円	3,222円	5,300円	5,370円
60	3,294円	3,342円	5,490円	5,570円
61	3,402円	3,462円	5,670円	5,770円
62	3,528円	3,600円	5,880円	6,000円
63	3,654円	3,744円	6,090円	6,240円
64	3,786円	3,894円	6,310円	6,490円
65	3,924円	4,056円	6,540円	6,760円
66	4,074円	4,224円	6,790円	7,040円
67	4,230円	4,410円	7,050円	7,350円
68	4,398円	4,602円	7,330円	7,670円
69	4,566円	4,812円	7,610円	8,020円
70	4,752円	5,022円	7,920円	8,370円
71	4,944円	5,256円	8,240円	8,760円
72	5,148円	5,490円	8,580円	9,150円
73	5,352円	5,742円	8,920円	9,570円
74	5,574円	6,006円	9,290円	10,010円
75	5,802円	6,282円	9,670円	10,470円



大切な住まいを守るための住宅保障 火災保障

保障期間

2011年4月1日～2012年3月31日

引受団体 全労済…「風水害等給付金付火災共済」「借家人賠償責任特約」

おすすめPOINT

火災などのとき
最高**6,000万円**※の保障。

※住宅4000口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

万一のとき再建を第一に考えた
“**再取得価額保障**”

住宅の**70%以上の**
焼破損で**全焼扱い**。

用語の解説
火災保障・自然災害保障
共通

・損壊とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
・床上浸水とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
・床上浸水の浸水高は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。
※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

火災などのとき



火災



破裂爆発



落雷



消火作業による冠水・破壊



他人の住居からの水もれ



車両の飛び込み



突発的な第三者の直接加害行為*



建物外部からの物体の落下・飛来**



**人為的な場合

火災等保障 保障期間中に上記の事由により共済の目的に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	1口あたりの共済金	保障額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	加入額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	加入額を限度とした再取得価額

+

臨時費用保障

火災等共済金の
15%
(200万円が限度)

●再取得価額とは
住宅や家財が火災などにあったとき、時価額ではなく、新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額。

●臨時費用保障とは
「火災などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

風水害などのとき



突風旋風



暴風雨



豪雨長雨



降雪



台風



洪水



雪崩



降ひょう



高波高潮

風水害等保障 保障期間中に上記の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度		1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	30,000円	300万円
		20%～70%未満	15,000円	150万円
一部壊 ※1	損害額	100万円を超える	4,000円	40万円
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
		20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
		10万円を超え20万円以下	500円	5万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
		100～150cm未満	10,000円	100万円
		70～100cm未満	7,000円	70万円
		40～70cm未満	5,000円	50万円
		40cm未満	3,000円	30万円
		50%未満	100cm以上	3,000円
		100cm未満	1,000円	10万円

+

臨時費用保障

風水害等共済金の**15%**

重要

※1一部壊とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

- (1)住宅・家財いずれかのみ契約の場合、共済金は左表「支払限度額」の半額となります。
- (2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りふって支払われます。
- (3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- (4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
- (5)物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
- (6)住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の損害には含まれません。
- (7)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

●臨時費用保障とは

「風水害などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

付随する保障など



失火見舞費用



漏水見舞費用



賃貸借契約による修理費用



住宅災害死亡



風呂の空だき



持ち出し家財

諸費用保障

共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払った場合、賃借人が居住する住宅に損害が生じ、修理のための費用を支払った場合にお支払いします。

保障名	保障額 (下記のいずれか少ない額)
失火見舞費用共済金	100万円または加入額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金 (鉄筋契約のみ対象)	50万円または加入額の20% (1世帯15万円を限度)
修理費用共済金 (鉄筋契約のみ対象)	100万円または加入額の20%

特別保障

風呂の空だき見舞金

風呂釜および浴槽が以下の状態になった場合にお支払いします。

保障内容	保障額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

住宅災害死亡保障

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に生じた火災等、風水害等で損害を原因として組合員(本人)または生計を一にする親族が死亡した場合にお支払いします。

保障額
1人につき1口あたり5,000円 (1人300万円を限度)

持ち出し家財保障

住宅内から一時的に持ち出された共済の目的である家財が日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。

保障額 (下記のいずれか少ない額)
100万円または家財の加入額の20%



地震などのとき



地震による火災



地震による損壊



噴火による火災



噴火による損壊



地震・噴火を原因とする津波による損害



地震等災害見舞金

地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合にお支払いします。

被害の程度	支払限度額
地震等による火災 (全焼)	最高300万円
地震等による損壊 (全壊)	最高200万円

重要

- この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別に、組合員の生活再建を目的として全労済の積み立てる「地震等災害見舞金基金」の中からお支払いします。また、基金の総額を超える規模の大災害の場合は、「お支払基準」を災害の状況に応じて設定します。そのため、お支払いをお約束するものではありません。
- 加入口数に応じて支払額が異なります。
- 貸家契約、空家契約は対象となりません。

賃貸住宅にお住まいの方に必要な保障

火災保障 借家人賠償責任特約

損害賠償保障

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損した場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした損害賠償金の額 (最高4,000万円)

参考 加入基準の目安

借用戸室の面積	保障額	借用戸室の面積	保障額
30㎡未満	500万円	50~69㎡未満	1,500万円
30~49㎡未満	1,000万円	70㎡以上	2,000万円

賠償費用保障

損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、保障額を限度にお支払いします。

具体的な費用

- ① 損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
 - ② 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
 - ③ 示談交渉に要した費用
- ※②、③については、書面により全労済の同意が必要です。

重要

- 火災保障(家財契約)に200万円(20口)以上加入の場合に付帯できます。
- 借家人賠償責任特約の加入は2口単位(偶数口数)で加入ください。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合加入できません。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用賃借契約がされている場合に加入できます。
- 保障額は500万~4,000万円の範囲で任意加入することができます。
- 借家人賠償責任特約のみの加入はできません。



自然災害から住まいを守るための住宅保障

自然災害保障

保障期間

2011年4月1日～2012年3月31日

引受団体 全労済…「自然災害共済」

2011年4月より
さらに保障が充実した

大型タイプが**新登場!**

おすすめPOINT

風水害等のとき

大型タイプ 最高4,200万円※の保障。

標準タイプ 最高3,000万円※の保障。

※住宅400口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

地震等のとき

大型タイプ 最高1,800万円※の保障。

標準タイプ 最高1,200万円※の保障。

※住宅400口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

**盗難による
建物や家財の
被害も保障。**

ご注意!

自然災害保障は**火災保障にプラスしてご加入いただく保障です**。火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独でのご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、**大型タイプ** **標準タイプ**※のいずれかをお選びください。

※従来の「自然災害保障」は「標準タイプ」となります。

なお、ご契約にあたっては、建物1棟につき、1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には、同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

風水害などのとき



突風
旋風



暴風雨



豪雨
長雨



降雪



台風



洪水



雪崩



降ひょう



高波
高潮

風水害等保障 申込日の翌日から8日目以後の保障期間中に上記の事由により共済の目的に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	NEW 大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊	住宅の損壊率	50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
		30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円
一部壊 ※1	損害額	50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		50%未満	100cm以上	7,000円	420万円	5,000円
100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円		

重要

※1一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

(1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損害額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合。

(2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。

「火災保障 風水害などのとき 重要」(P.13)の(3)～(7)が適用となります。さらに、加えて次の事項が適用されます。

(1)風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。



地震などのとき



地震による火災



地震による損壊



噴火による火災



噴火による損壊



地震・噴火を原因とする津波による損害

地震等保障 地震などにより共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	NEW 大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
半焼・半壊	20%~70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別保障 住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限りです。

損害の程度	NEW 大型タイプ	標準タイプ
	支払額	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の事故につき 一世帯あたり4.5万円	1回の事故につき 一世帯あたり3万円



- 72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- 共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
- 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
- 損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

付随する保障など

盗難保障

盗難により保障期間中に共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下記の支払限度額の範囲で、お支払いします。



盗難

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	加入額を限度とした再取得価額
通貨(1万円以上)	20万円または家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円または家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円または家財の加入額の20%のいずれか低い額



- 汚損、損傷による共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。
- 通貨・預貯金証書については、共済の目的である家財を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- 通貨・預貯金証書の保障額は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- 預貯金証書の損害は、以下の事実があったときに限ります。
①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。 ②預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

傷害費用保障

風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障害にお支払いします。



死亡および身体障害

保障額
1口あたりの共済金額は 最高10,000円で 1事故1名につき最高600万円



- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、保障期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、組合員または組合員と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別割合表」に規定する身体障害の状態になった場合にその障害の程度に応じてお支払いします。

NEW

「大型タイプ」に付随の保障内容

付属建物等特別保障



風水害等、地震等による
付属建物・付属工作物への損害
※大型タイプのみ

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が20口以上の場合に限りです(大型タイプに加入の場合)。

被害の程度	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり 3万円
地震等による損害額が20万円を超える場合	



- 直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じたものであっても支払います。
- 損害には、防災または避難に必要な処置を含みます。
※付属建物とは、物置・車庫・納屋などを、付属工作物は門・塀・垣根などのことをいいます。詳しくは、重要事項説明書(P.54)をご確認ください。

下のチャートを使えば、
計算はカンタンです。

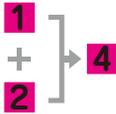
- 自家にお住まいの方は、住宅と家財の必要保障額から掛金を計算します。
- 寮・社宅・アパート等の借家にお住まいの方は、家財の必要保障額と借家人賠償責任特約の保障の目安から掛金を計算します。
- 貸家をお持ちの方も加入できます(住宅のみの加入となります)。

自家にお住まいの方

住宅・家財ともに加入いただけます。

住宅 と **家財**

※どちらか一方でも加入OK



とお進みください。

1 住宅に必要な保障額を計算します。

住宅の延床面積は?

延床面積(坪=㎡÷3.3)

坪

×

1坪あたりの加入基準は?

表1 住宅構造は?(木造/鉄筋)

□

=

住宅の必要口数は?

加入基準口数(400口限度)

A

□

下記の表1を参照してご記入ください。

奇数は偶数へ切り上げてください。

A

×10万円 =

住宅の必要保障額

※必要保障額を超えての加入はできません。

万円

表1 住宅の加入基準口数<評価額> 最高限度口数400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準口数
木造 モルタル等	東京・神奈川	8口 (80万円)
	京都・大阪	7.5口 (75万円)
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	7口 (70万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	6.5口 (65万円)
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	6口 (60万円)
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	5.5口 (55万円)
鉄筋 コンクリート	東京・神奈川	9口 (90万円)
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	8口 (80万円)
	その他の道県	7口 (70万円)

※坪数で端数が生じる場合は切り上げて計算してください。

※簡易建築の住宅は加入基準が異なりますので、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

2 家財に必要な保障額を計算します。

・世帯人数・世帯主の年齢・住宅延床面積

を元に下記の表2を参照して算出ください。

家財の必要口数は?

加入基準口数(200口限度)

B

□

奇数は偶数へ切り上げてください。

B

×10万円 =

家財の必要保障額

※必要保障額を超えての加入はできません。

万円

表2 家財の加入基準口数<評価額> 最高限度口数200口(2,000万円)

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪(33㎡)以上	~29歳	30口(300万円)	70口(700万円)	80口(800万円)	90口(900万円)	100口(1,000万円)
	30歳代	50口(500万円)	130口(1,300万円)	140口(1,400万円)	150口(1,500万円)	160口(1,600万円)
	40歳代	60口(600万円)	170口(1,700万円)	180口(1,800万円)	190口(1,900万円)	200口(2,000万円)
10坪(33㎡)未満	50歳~	70口(700万円)	180口(1,800万円)	190口(1,900万円)	200口(2,000万円)	200口(2,000万円)
	上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数					

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

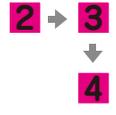
※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

借家などにお住まいの方

家財に加入いただけます。

家財 と **借家人賠償責任特約**

※どちらか一方でも加入OK



とお進みください。



ご注意 住宅の構造

■鉄筋コンクリート住宅とは、下記の耐火構造の住宅をいいます。

- ①住宅の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
- ②外壁のすべてが次のいずれかに該当する住宅 ア.コンクリート造 ※1 イ.コンクリートブロック造 ウ.レンガ造 エ.石造 オ.土蔵造

※1 ALC板50mm以上の厚さによるALC造りはコンクリート造とみなします。

■木造・モルタル等住宅とは、上記の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。

※木造・鉄筋、プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

居住区分と各保障の加入条件

○:加入する —:加入しない ×:加入できません

居住区分	火災保障			自然災害保障	
	住宅	家財	借家人賠償責任特約	住宅	家財
持ち家 (戸建て・マンションなど)	○	○	×	A	○
	○	—	×	B	—
	—	○	×	C	×
貸している家	○	×	×	B	×
借りている家(賃貸・社宅など)	×	○	○	C	×

自然災害保障・借家人賠償責任特約の加入について

【自然災害保障】

- 1.自然災害保障に加入できる契約は、1物件につき1契約です。
- 2.火災保障に追加して自然災害保障に加入する場合は、自然災害保障への加入口数は火災保障と同口数(住宅・家財ともに)となります。
- 3.自然災害保障のみの加入はできません。

【借家人賠償責任特約】

- 1.借家人賠償責任特約は、火災保障の家財契約に付帯することができる特約となります。
- 2.借家人賠償責任特約の付帯は、火災保障の家財契約に200万円(20口)以上ご加入いただく必要があります。

賃貸住宅にお住まいの方の特約

※自家にお住まいの方はご加入いただけません。

3 借家人賠償責任特約の保障額を算出しましょう。

あなたの希望する保障額

を元に右記の **表3** を参照して算出ください。

=

い □

表3 借家人賠償責任特約〈保障額算出の目安〉

借戸室の面積	口数	借戸室の面積	口数
30㎡未満	50口(500万円)	50~69㎡	150口(1,500万円)
30~49㎡	100口(1,000万円)	70㎡以上	200口(2,000万円)

※上表以外にも住宅面積を問わず50口(500万円)~400口(4,000万円)の範囲で加入できます。
 ※借家人賠償責任特約の付帯は、火災保障の家財契約に200万円(20口)以上ご加入いただく必要があります。

4 掛金を算出してみよう!

掛金を合計してください。

あ ×

火災保障	
1口あたりの月掛金	
木造・モルタル等	6.0円
鉄筋コンクリート	3.5円

=

火災保障の月掛金 円

+

い ×

自然災害保障	
1口あたりの月掛金	
標準タイプの場合	
木造・モルタル等	8.0円
鉄筋コンクリート	4.5円
大型タイプの場合	
木造・モルタル等	11.0円
鉄筋コンクリート	6.5円

=

自然災害保障の月掛金 円

+

借家人賠償責任特約	
1口あたりの月掛金	
木造・モルタル等	4.0円
鉄筋コンクリート	2.0円

=

借家人賠償責任特約の月掛金 円

他の火災保険などに加入の場合

火災保障と火災保険の重複加入がされている場合に、共済金額(保険金額)の合計が、火災保険で評価された保険価額を超えて契約されている場合には、火災保険が減額されて支払われる場合があります。

※CO-OP火災共済に加入の方は、重複して加入することはできません。

必要保障額	万円
他保険(共済)契約金額	万円
加入できる額	万円
.....	
加入できる額	万円
÷ 10万円 =	
加入できる口数	口

月掛金の合計は...

円 となります。

加入できる住宅または家財

※共済契約関係者とは、契約者または契約者と同一生計親族をいいます。

【住 宅】次のいずれかに該当する住宅が加入いただけます

- 共済契約関係者が所有し、居住している住宅。
- 共済契約関係者が所有し、他人に貸している住宅。
- ※日本国内にある住宅に限ります。

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割し、できるだけ所有者が契約者となってください。

*1~3のいずれにも該当しない店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等の部分を含め、建物全体を対象に加入できます。

【家 財】次に該当する家財が加入いただけます

- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される、共済契約関係者が所有する家財。
- 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財(左記「店舗等併用住宅の扱いについて」1~3に該当する店舗等併用住宅の場合)。

〈店舗等併用住宅の扱いについて〉

次のいずれかに該当する店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者が所有し、居住している専用住宅部分のみ加入できます。

- 1.事務所・店舗等の部分の面積が居住部分の面積を超える住宅
- 2.事務所・店舗等の部分を合算して延面積が20坪以上の住宅
- 3.次の用途を兼ねる住宅

- 常時10人以上が業務に従事する事務所
- 火薬類専門販売業、再生资源集荷業
- 作業員宿舎、簡易宿泊所
- 貸座敷、待合、割烹、料亭
- キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- 映画館、劇場、遊技娯楽場
- 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫

契約の対象とならないもの

- ①通貨、預貯金証書、有価証券、貴金属、美術品、自動車、家畜など
- ②店舗専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
- ③空家・別荘等、人が居住していない建物および、その建物内の家財

交通機関における不慮の事故に備えて

交通災害保障

保障期間

2011年4月1日～2012年3月31日

引受団体 全労済…「交通災害共済(A型)」

おすすめPOINT

交通機関にかかわる事故や
道路通行中の不慮の事故を
幅広く保障します。

死亡、入院、
通院など
幅広い保障があります。

海外で発生した
交通事故も
保障します。

step 1 保障内容と保障額

保障内容	死亡保障	障害保障	入院保障	通院保障
保障額	交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。	交通事故を直接の原因として所定の身体障害の状態になられたときにお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上入院について5日より180日分を限度にお支払いします。※1	事故日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。
500万円	500万円	20万円～500万円	日額10,000円	日額5,000円
400万円	400万円	16万円～400万円	日額8,000円	日額4,000円
300万円	300万円	12万円～300万円	日額6,000円	日額3,000円
200万円	200万円	8万円～200万円	日額4,000円	日額2,000円
100万円	100万円	4万円～100万円	日額2,000円	日額1,000円



※1 入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、通院保障でお支払いします。

- ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。また、入院保障は保障額200万円以上加入の場合は日額1,000円、保障額100万円加入の場合は日額500円となります。
- 「交通災害保障」(全労済引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。
- 「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.56)でご確認ください。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	保障額の範囲	ご加入について
組合員(本人) 配偶者 その他家族※2	500万円 ～ 100万円	●新規・増額をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表」 への回答が必要となります。



※2「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります。

- 「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます(同居であることを要しません)。
- 年齢・性別・健康状態に関わらずご加入いただけます。
- ご家族のみの加入もできます。

こんなときに保障します

- 次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき



- 道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



〔注意〕歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

お支払い事例

通勤途中に駅改札内のエスカレーターが急停止したため転倒し転落。足を骨折し、10日間入院、5日間通院した。

入院保障…(10,000円×6日)=60,000円
通院保障…(5,000円×4日)+(5,000円×5日)=45,000円

お支払い額 合計 105,000円
(保障額500万円加入の場合)

step 3 月掛金について ▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

(団体割引適用掛金)

保障額(加入額)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月掛金	70円	140円	210円	280円	350円

ご契約にあたって(注意事項)

加入要領について

■契約(加入)者および加入できる方について

「ゆうゆう」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約(加入)があった退職者となります。加入できる(保障の対象となる)方は、保障制度ごとに異なりますので、該当員にてご確認ください。

■効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう」効力発生日(保障開始日)は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受部分は翌4月1日午後4時まで)の1年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。また、一定の条件を満たせば契約期間中途での加入も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日(損害保険引受部分は翌年4月1日午後4時まで)となります。

■掛金の払込方法について

掛金は月払いです。ご指定の金融機関口座より口座振替にてお支払いいただけます。

■組合員(本人)死亡にともなう、「ゆうゆう」の取扱いについて

組合員(本人)がお亡くなりになった場合、「ゆうゆう」の加入資格を喪失することから、「ゆうゆう」の契約は脱退(解除)となります。

「ゆうゆう」次年度契約発効の流れ

「ゆうゆう」では、年に1度加入者に向けて一斉展開をしております。そのため、一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの間に一定期間を必要としております。

「ゆうゆう」における一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの流れは以下のとおりとなります。

【「ゆうゆう」一斉展開スケジュール】



新年度の契約の効力発生日(保障開始日)は2011年4月1日となり、初回4月分の掛金は3月末に口座振替となります。契約の効力発生日(保障開始日)後、ゆうゆうセンターより加入確認書を発行し、ご自宅に送付いたします。

一斉展開時以外の各保障の取扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取扱いについては以下のとおりとなります。

加入・変更・解約等のお手続きには、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、ゆうゆうセンターまでご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

保障名(特約)	中途加入	中途増額	中途減額	中途解約
生命・後遺障害保障	×	×	×(原則)	×(原則)
事故死亡上乗せ特約	×	×	×	×
入院・手術保障	△	△	×	○
医療上乗せ特約※1	△	△	×	○
三大疾病特約※2	△	△	×	○
交通災害保障	△	×	×	○
終身生命保障	△	△	×	○
終身医療保障	△	△	×	○
火災保障	○	○	○	○
自然災害保障※3	○	○	○	○
借家人賠償責任特約※4	○	○	○	○

△他の保障を見直して加入・増額をする場合(但し加入条件を満たす場合に限りです。)

※1:医療上乗せ特約は、特約のみの加入、増額、解約はできません。

※2:三大疾病特約は、特約のみの加入、増額、解約はできません。

※3:自然災害保障は、火災保障と同時にあれば中途加入・中途増減・中途解約ができます(自然災害保障のみの中途加入・中途増減・中途解約はできません)。

※4:借家人賠償責任特約の加入は、火災保障の家財契約(20口以上)の加入が必要となります。

●中途加入・中途増額をされる保障によっては、申込時点の健康状態などによって保障額の制限または加入をお断りさせていただく場合があります。

●新規加入、追加、変更などのお手続きおよび効力発生日(保障開始日)については、ゆうゆうセンターにてご確認ください。

●期の途中の加入・変更(増・減額)は毎月1日が効力発生日(保障開始日)となり、解約については当月末解約となります。

ご契約にあたって(注意事項)

統一名称の使用について

各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、わかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

引受団体	引受団体商品名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称	
日本生命 全労済 全トヨタ労連 共栄火災など 全トヨタ労連 全トヨタ労連 共栄火災など	団体定期保険	生命・後遺障害保障	死亡保険金	死亡保障 重度障害保障	
	団体定期生命共済		高度障害保険金		
	自家生命共済		死亡共済金		
	標準傷害保険		重度障害共済金	傷害後遺障害保障 疾病後遺障害保障	
	自家生命共済		傷害後遺障害保険金		
	標準傷害保険		疾病後遺障害共済金		
	自家生命共済	事故死亡上乗せ特約	事故死亡共済金	事故死亡保障	
標準傷害保険		傷害死亡保険金			
共栄火災	医療保険(1年契約用)	入院・手術保障	疾病入院保険金	入院保障 手術保障	
			疾病手術保険金		
			傷害入院保険金		
			傷害手術保険金		
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乗せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障	
			退院後通院共済金	退院後通院保障	
			長期入院共済金	長期入院保障	
			先進医療費用共済金	先進医療費用保障	
		三大疾病特約	診断共済金	診断保障	
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障	
			三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障	
全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障	
			障害共済金	障害保障	
			入院共済金	入院保障	
			通院共済金	通院保障	
	終身生命共済	終身生命保障	死亡共済金	死亡保障	
			重度障害共済金	重度障害保障	
			災害死亡共済金	災害死亡特約	
			障害共済金		
	終身生命共済 (終身医療プラン・ベーシックタイプ)	終身医療保障	病氣入院共済金	入院保障 手術保障	
			手術共済金		
			災害入院共済金		
			災害手術共済金		
	風水害等給付金付火災共済	火災保障	火災等共済金	火災等保障	
			風水害等共済金	風水害等保障	
			臨時費用共済金	臨時費用保障	
			諸費用共済金	失火見舞費用共済金	諸費用保障 失火見舞費用保障 漏水見舞費用保障 修理費用保障
				漏水見舞費用共済金	
				修理費用共済金	
			持ち出し家財共済金	持ち出し家財保障	
			特別共済金	住宅災害死亡共済金	特別保障 住宅災害死亡保障 風呂の空だき見舞金
風呂の空だき見舞金					
自然災害共済			自然災害保障	風水害等共済金	風水害等保障
	地震等共済金	地震等保障			
	地震等特別共済金	地震等特別保障			
	盗難共済金	盗難保障			
	傷害費用共済金	傷害費用保障			
	付属建物等特別共済金	付属建物等特別保障			
	損害賠償共済金	損害賠償保障			
	賠償費用共済金	賠償費用保障			
借家人賠償責任特約	借家人賠償責任特約	損害賠償共済金	損害賠償保障		
		賠償費用共済金	賠償費用保障		
日本生命 共栄火災など	その他		保険金	共済金	
		保険料	掛金		
		保険金額・共済金額	保障額・加入額		
共通			契約者 主たる被保険者	組合員(本人)	
			被共済者 被保険者	加入者	

保険料控除について

各保障ごとの保険料控除の取扱いは以下のとおりとなります。

保障名	引受団体	引受団体商品名	保険料控除の種類	引受割合等
生命・後遺障害保障	日本生命	団体定期保険	生命保険料控除	基本契約(死亡・重度障害保障)の10%分
	全労済	団体定期生命共済	生命保険料控除	基本契約(死亡・重度障害保障)の50%分
	全トヨタ労連	自家生命共済	(控除対象外)	基本契約(死亡・重度障害保障)の40%分 事故死亡特約の70%分 基本契約(疾病後遺障害保障)の100%
	共栄火災	標準傷害保険	(控除対象外)	基本契約(傷害後遺障害保障)の100% 事故死亡特約の30%分
終身生命保障	全労済	終身生命共済	生命保険料控除	基本契約・災害死亡特約の100%
入院・手術保障	共栄火災	医療保険(1年契約用)	生命保険料控除	基本契約の100%
	全トヨタ労連	自家医療共済	(控除対象外)	医療上乗せ特約の100% 三大疾病特約の100%
終身医療保障	全労済	終身生命共済	生命保険料控除	基本契約の100%
交通災害保障	全労済	交通災害共済(A型)	(控除対象外)	基本契約の100%
火災保障 借家人賠償特約 自然災害保障	全労済	風水害等給付金付火災共済	(控除対象外)	100%引受
		借家人賠償特約	(控除対象外)	100%引受
		自然災害共済	地震保険料控除	100%引受 自然災害保障の地震等損害部分

※保険料控除証明に関する詳細については、重要事項説明書および引受各社窓口までご連絡をお願いします。

各引受団体ごとの連絡先について

保険料控除証明書に関する引受各社のお問い合わせは以下のとおりとなります。
ご不明な点がございましたらご連絡の程お願いします。

■日本生命保険相互会社

名古屋法人サービス課 TEL.0120-982-515

受付時間	9:00~17:00 (祝日を除く月~金)
------	--------------------------

■全労済

事業推進三部 TEL.0565-28-2551

受付時間	9:00~17:00 (祝日を除く月~金)
------	--------------------------

■共栄火災海上保険株式会社

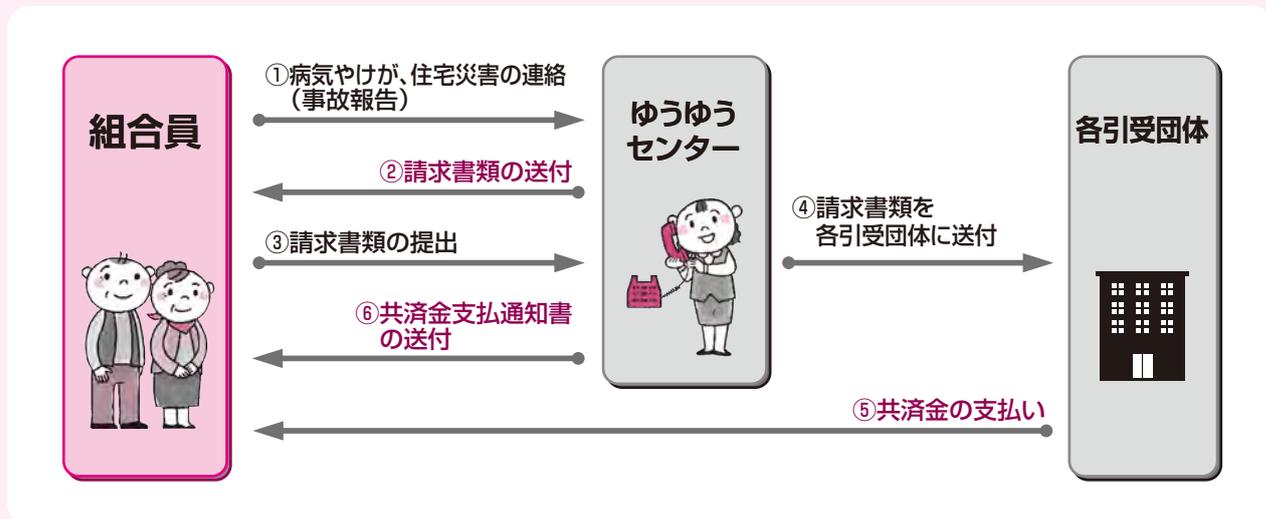
本店営業部 団体組織推進室 TEL.03-3504-2898

受付時間	9:00~17:00 (祝日を除く月~金)
------	--------------------------

共済金の請求について

共済金請求の流れ

病気やけがにより共済金を請求する場合は、まず事故の報告をゆうゆうセンターまでご連絡ください。受付後、請求書類一式を送付します。



●住宅災害による場合、ゆうゆうセンターにて事故報告を受付後、引受団体(全労済)よりご連絡をさせていただきます。

お手続きの詳細

事故報告の内容および共済金請求の詳細は以下のとおりとなります。

① 病気やけが・住宅災害の連絡

請求事由が発生した場合は、ゆうゆうセンターまで事故報告ください。

全トヨタ労連 ゆうゆうセンター
共済金専用ダイヤル

TEL (0565)-25-1903

【受付時間】
月～金 9:00～17:00

【ご報告いただく主な内容】

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| ・氏名、生年月日、住所 | ・今後の治療予定(入院、通院、手術、自宅療養等詳しく) |
| ・事故(支払事由の発生日時)、場所 | ・賠償保障を請求する場合は、相手方の連絡先等 |
| ・傷病や事故の内容(具体的に) | ・共済金請求関係書類の有無(必要な書類が手元にあるかの確認) |
| ・警察、消防署への届出の有無(けが、事故・盗難などの場合) | ・住宅の被害状況等 |

② 請求書類の送付

事故報告の受付後、ゆうゆうセンターより請求書類一式を組合員へ送付します。

③ 請求書類の提出

所定の「共済金請求書」に必要事項を記入し、その他必要書類とともにゆうゆうセンターに必ず提出してください。

④ 請求書類を各引受団体に送付

ゆうゆうセンターにて請求する保障内容に応じて、各引受団体へ請求書類を送付します。

⑤ 共済金の支払い

共済金は各引受団体(全労済、全トヨタ労連、損害保険会社、生命保険会社)から請求書類に記載された指定口座へ直接お支払いします。

⑥ 共済金支払通知書の送付

ゆうゆうセンターより「共済金支払通知書」を送付します。

全トヨタ労連 総合保障共済

ゆうゆう

申込書提出締切日 / 2011年1月31日(月)

効力発生(保障開始)日 / 2011年4月1日

申込書提出先 / 全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、総合パンフレットの該当箇所、加入・継続加入申込書とともに内容を充分ご確認ください。また、重要事項説明書は効力発生(保障開始)日後も大切に保管してください。なお、ご不明の点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。



全トヨタ労働組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社 日本生命保険相互会社

目次

P.25 「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項	P.45 終身医療保障 全労済「終身生命共済」
P.26 全労済 引受契約 共通事項	P.47 火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項
P.27 損害保険会社 引受契約 共通事項	P.48 火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」
P.30 生命・後遺障害保障 全体概要	P.51 借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」
P.30 生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」	P.53 自然災害保障 全労済「自然災害共済」
P.32 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」	P.55 交通災害保障 全労済「交通災害共済」
P.35 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」	P.58 資料(各保障に関する関連情報)
P.36 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」	
P.38 終身生命保障 全労済「終身生命共済」	
P.41 入院・手術保障 全体概要	
P.41 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	
P.43 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」	

全保障
共通事項生命・
後遺障害保障終身生命
保障入院・
手術保障終身医療
保障

火災保障

交通災害
保障

資料

「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項

全トヨタ労働組合連合会(以下、全トヨタ労連)は総合保障共済「ゆうゆう」(以下、「ゆうゆう」)を、全トヨタ労働規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済)、共栄火災海上保険株式会社(以下、共栄火災)を幹事会社とする損害保険会社(以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社です)、日本生命保険相互会社(以下、生命保険)、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細はP.21を参照してください。

▶ 1 「ゆうゆう」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則(以下、実施規則)にもとづき、「ゆうゆう」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称	規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連 規約	全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済規程	「ゆうゆう」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則	全トヨタ労連「自家共済」の運営	中央執行委員会
同 共通規程		
同 自家生命共済規程		
同 自家医療共済規程		
同 診断書料補助規程	全労済、損害保険会社、生命保険会社が引き受ける保障メニューは、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関によります

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう」の各保障を引受ける団体・会社(以下、引受団体)と根拠規程、および各引受団体の引受割合は以下のとおりです。

保障メニュー	制度(保障内容)	引受団体と根拠規程(規約・定款など)	引受割合(%)	
生命・後遺障害保障	基本契約	死亡・重度(高度)障害	全労済「団体定期生命共済」	50%
			生命保険「団体定期保険」	10%
			全トヨタ労連「自家生命共済」	40%
	事故死亡上乗せ特約	傷害後遺障害	損害保険会社「標準傷害保険」	100%
		疾病後遺障害	全トヨタ労連「自家生命共済」	
			損害保険会社「標準傷害保険」	30%
入院・手術保障	基本契約	入院・手術	損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	100%
	三大疾病特約		全トヨタ労連「自家医療共済」	
	医療上乗せ特約			
終身生命保障	死亡・重度障害		全労済「終身生命共済」	100%
終身医療保障	入院・手術			
火災保障	住宅災害(火災など)		全労済「風水害等給付金付火災共済」	100%
	借家人賠償責任特約			
自然災害保障	住宅災害(風水害、地震など)		全労済「自然災害共済」	100%
交通災害保障	死亡・入院・通院など		全労済「交通災害共済」	

▶ 3 契約(加入)者および加入できる方について

「ゆうゆう」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約(加入)があった退職者です。加入できる(保障の対象となる)方は、保障メニューごとに異なりますので、当総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう」の統一発効日は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受分は翌4月1日午後4時まで)の1年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、一定の条件を満たせば契約期間中途での加入も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日となります。

▶ 5 掛金(保険料)の払込方法について

掛金(保険料)は月払いです。ご指定の金融機関より口座振替となります。口座振替不能等の理由で振替できなかった場合は、翌月に合算して振り替えられます。振替不能が続きますと契約が失効となる場合がありますのでご注意ください。

▶ 6 加入・継続加入申込書兼告知書の記入(契約締結)について

契約(加入)にあたっては契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が、当総合パンフレットおよび重要事項説明書、加入・継続加入申込書兼告知書(以下、加入申込書)の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答をご記入、押印していただきゆうゆうセンターへ提出してください。

▶ 7 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込日(告知日)」とします。申込日(告知日)はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が自書ください。

▶ 8 契約(加入)の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約(加入)が成立したものとみなし、保障は2011年4月1日または共済規程などに定める効力発生日(保障開始日)より開始します。

▶ 9 共済(保険)金請求に関する時効

共済(保険)金の請求手続き(請求する権利)には3年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 10 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、契約(加入)者(組合員)がゆうゆうセンターに対し文書で行うこととします。全トヨタ労連からの通知は該当する契約(加入)者(組合員)から届け出された住所宛に通知します。

▶ 11 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約および民法等の法律等にもとづき対応します。

▶ 12 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当説明書の

各商品(制度)の該当箇所を確認ください。

▶ 13 個人情報の共同利用等に関する事項

[1] 個人情報の「利用目的」について

契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案、などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取扱いに関する詳細は以下のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

各引受団体(保険会社)のホームページ

- 全トヨタ労連 <http://www.fine.or.jp/>
- 共栄火災 <http://www.kyoeikasai.co.jp/>(当説明書 P.28)
- 全労済 <http://www.zenrosai.coop>
- 日本生命 <http://www.nissay.co.jp/>(当説明書 P.35)

[2] 個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体は、契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

[3] 個人情報の「共同利用・提供」について

「ゆうゆう」にご加入の際いただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、上記利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、全労済、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者ならびに加入者の個人情報は、上記利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労使間での協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- ①データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- ②加入申込書記載事項(契約者情報・加入者情報・契約内容)
- ③年末調整手続き事項(年間払込金額・割戻金額・申告金額)
- ④共済(保険)金支払に関する事項
- ⑤全トヨタ労連および加盟組合経由の共済(保険)金支払手続き事項(支払通知書-契約者情報・加入者情報、共済(保険)金支払事由、共済(保険)金の額)

【共同利用管理責任者の名称】

全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社／日本生命保険相互会社

受分は団体保険契約のためにクーリングオフのしくみはありません。

※クーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類・申込日・契約者等の氏名および住所とともに、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、ゆうゆうセンターへ提出してください。

※クーリングオフが確定した場合、該当契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回掛金をお返します。

▶ 3 共済金受取人

- (1)共済金の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人のうち、加入者が死亡した場合の共済金受取人を死亡共済金受取人といいます。
- (2)共済金受取人は、契約者(組合員)とします。
- (3)(2)の規定にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合において、共済金を受け取るべき者の順位は、下記の各号の順序により、第②号から第⑤号までについては、それぞれ当該号中の順序によります。
 - ①契約者の配偶者
 - ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ③契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ④第②号に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - ⑤第③号に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (4)(3)の規定において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めていただきます。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。
- (5)契約者は、加入者の同意および全労済の承諾を得て、(3)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(3)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。
- (6)全労済は、(5)の規定により指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- (7)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
- (8)(6)の規定により指定または変更されていた死亡共済金受取人が死亡しその後に変更されていない場合の死亡共済金受取人は、(2)および(3)に規定する順位および順序とします。火災保障の共済金受取人は上記と異なります。「火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障共通事項」(P.47)を参照ください。

▶ 4 団体事務手数料のお支払いについて

契約等にかかわる事務手続きは契約者(全トヨタ労連の組合員)からの委任にもついで所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

▶ 5 組合員及び出資金について

1. 組合員の資格

- (1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。
- (2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。
- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の

全労済 引受契約 共通事項

▶ 1 全労済の共済(引受契約)に新規でご契約の場合

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合(全労済都道府県本部および新潟県総合生協、以下「県労済」)の連合会です。県労済は組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも県労済の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、県労済運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています。(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)出資金の払込方法は、所属する労働組合と該当の県労済が協議決定した内容に沿って対応させていただきます。なお、すべてのご契約を義務づけられた場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き共済を契約されない場合には、速やかに最寄りの県労済へご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、2年以上共済を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

▶ 2 申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)について

全労済および全トヨタ労連が引受団体となっている保障について、契約申込者または契約者(以下、契約者等)は、すでに申し込みをした共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフ)をすることができます。クーリングオフをする場合には、お申し込みのすべてについて撤回等をしてください。なお、損害保険会社、生命保険会社の引

全保障
共通事項

生命・
後遺障害保障

終身生命
保障

入院・
手術保障

終身医療
保障

火災保障

交通災害
保障

資料

催告をしなければならない。

- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

(1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- ①3年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

▶ 6 個人情報保護について

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただきます。これらのお客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、全労済は(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、当会を含む生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、後述する相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。共済金のご請求があった場合や、これらに係る共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき(1)被共済者の氏名、生年月

日、性別、住所 (2)共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故 (3)共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金等受取人の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用される場合があります。※個人情報取扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

▶ 7 信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行ってまいります。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預りしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。(※詳しくは各都道府県全労済にお問い合わせください)

保障のことなら
全労済

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉

▶ 商品の仕組み

(1)団体契約の仕組み

本契約は、全労済を契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は全労済が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など)も全労済が有します。全労済は、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2)保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の途中でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となります。

(3)保険料について

①団体割引率について

団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率30%を適用しています。この割引率は生命・後遺障害保障(標準傷害保険)および入院・手術保障(医療保険(1年契約用))の合算被保険者数が1万名以上であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、保険料を変更させていただきます。過去の損害率による割引率について

②過去の損害率による割引率について

保険料には、過去の損害率による割引率が適用されています。「標準傷害保険」・「医療保険(1年契約用)」の保険料は、損害率による割引25%を適用しています。割引率は2010年3月末日時点での保険金支払の実績にもとづき算出しています。

※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

③加重平均料率について

「医療保険(1年契約用)」は、0歳~59歳と60歳~79歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。

※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉

▶ 1 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

▶ 2 保険の効力発生日(保障開始日)

保険責任は、保険期間の開始日の午前0時(継続加入の場合は、保険期間の開始日の午後4時)に開始します。

▶ 3 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

▶ 4 保険金をお支払いする事由が発生したときは

(1)万一保険金をお支払いする事由が発生したときは、すみやかにゆうゆうセンターへご通知ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

(2)賠償保障にご加入の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず共栄火災とご相談いただきながらおすすめてください。

(3)保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める傷害・疾病または損害の程度を証明する書類、および保険金の支払時期を確定するための書類等をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。

▶ 5 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は入院・手術保障、長期収入保障以外の損害保険会社引受契約については、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで、入院・手術保障、長期収入保障については90%まで補償されます。

その他ご注意ください

▶ 1 お客様に関する情報の取扱い

(1) お客様に関する情報の取扱いについて

本契約の加入や保険事故の発生等に際して、全トヨタ労連および全労済にご提供いただいた情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

(2) 引受保険会社における情報の取扱いについて

■情報の利用目的について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。

○保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供 ○保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。） ○引受保険会社、そのグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」の円滑な制度運営

■情報の第三者提供について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

○前記（情報利用の目的について）に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（全トヨタ労連・保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合 ○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合 ○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

■共同利用について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。

○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、（社）日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合 ○引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合（注）引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ（<http://www.kyoeikasai.co.jp/>）または引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

▶ 2 ご注意ください

(1) 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社（■幹事保険会社：共栄火災、■非幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認いただけます。ただし入院・手術保障「医療保険（1年契約用）」については共栄火災が単独で引受を行います。

(2) 保険金の請求・死亡保険金受取人

① 保険金請求権は、被保険者が有します。

② 被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。

(3) 保険金の代理請求について

被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

(4) 保険契約の無効・取消し・失効について

■ 次の事実があるときは、ご契約は無効となります。

① ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき

② ご加入者と異なる方を被保険者とするご契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

■ ご契約の際にご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、ご契約を取消しとさせていただきます。

(5) 重大事由によるご契約の解除について

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがありますのであらかじめご了承ください。

なお、この解除がなされた場合には、その事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガなど※に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

① ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

② 保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと

③ 他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること

④ 上記①～③のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

※入院・手術保障 損害保険会社「医療保険（1年契約用）」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。その事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガまたは発病した疾病による入院もしくは手術またはその期間中に開始した入院もしくは受けた手術に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

① ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

▶ 3 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書（および質問表回答欄）の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、当総合パンフレットの記載内容および「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書（および質問表回答欄）にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

〈ご確認ください事項〉

■ 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容

■ 保険金額（ご契約金額・契約タイプ・加入口数）

■ 保険期間（ご契約期間）

■ 保険料・お支払方法（払込方法）

■ 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲

■ 加入申込書の記載内容（被保険者の「氏名」・「満年齢」・「性別」・「職業職種」等）

※「入院・手術保障」にご加入の方は、それぞれ健康状態に関する質問表（入院・手術保障用）についてもご確認ください。また、健康状態に関する質問表へのご回答にあたっては、次頁の健康状態告知確認書の内容もご確認ください。

■ 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容

▶ 4 健康状態告知確認書(正しく告知いただくためにご確認 いただきたい事項)

◆【入院・手術保障】にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

(1)告知の重要性について

□損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。

(2)加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知(ご記入)ください

□ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表(過去の傷病歴、現在の健康状態等)について、事実をありのままに正確に告知してください。

□書面にてご回答いただいたことが告知となります。全労済職員、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人(満15歳未満のときは親権者)、加入申込書にご回答ください。

(3)正しく告知いただかなかった場合の取扱い

□加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただきます。この場合、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

□告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

(4)傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

□共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

(5)告知いただいた内容の共栄火災による確認について

□共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

(6)効力発生日(保険責任の開始期)前の発病等の取扱い

□ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日(保険責任の開始期)といいます。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日(保険責任の開始期)前に原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術を受けた日が最初の保険契約の効力発生日(保険責任の開始期)からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

(7)「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

□現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。

□新たにご加入される保険の効力発生日(保険責任の開始期)前に原因が生じていた病気やケガについては、新たなご加入の保険では保険金をお支払いできない場合があります。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

※この書面による説明および加入申込書の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

※ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。

※加入・継続加入申込書(組合員用)は、ご加入後に送付させていただく加入確認書と一緒に大切に保管してください。

【加入申込書の質問表の補足事項】

(全般的な事項)

□「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

□過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

(1)入院・手術保障【医療保険(1年契約用)】の補足事項

□「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをするをいいます。

□「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。

・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為

・医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用

□「終診日」とは、医師から治療・経過観察の終了を告げられ、次の通院・投薬や再検査・再手術の指示もされず、実際に治療・投薬・通院・経過観察などが行われなくなった日をいいます。

□「完治」とは、病気やケガが完全に治り、医師の治療・投薬・通院・経過観察などが行われていない状態をいいます。

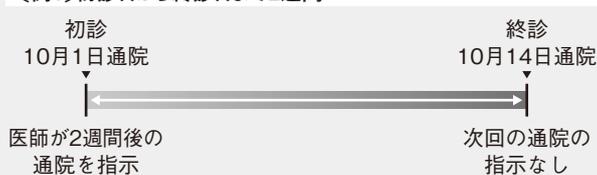
(質問1について)

□病気の治療ではなく市販のビタミン剤の服用などの健康増進のための行為をしていることは、「健康に異常があること」に該当しません。

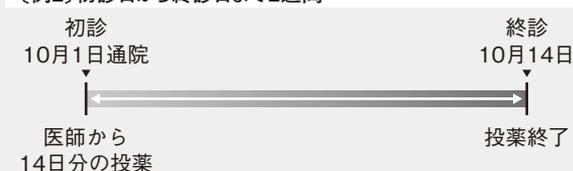
(質問2について)

□「2週間以上の期間にわたり」とは、医師の管理下にあった期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け(初診)、その際に医師から2週間後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は2週間となります。また、通院は1日でも合計2週間分の投薬を受けた場合、初診から終診までの期間は2週間となります。

【例1】初診日から終診日まで2週間



【例2】初診日から終診日まで2週間



保険金をお支払いする事由が発生したときはすみやかに、ゆうゆうセンターまでご連絡ください。

生命・後遺障害保障 全体概要

生命・後遺障害保障(以下、生命保障)は、全労済、損害保険会社、生命保険、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。()は引受割合。

引受団体	保障内容	基本契約			事故死亡上乗せ特約
		死亡・重度障害	傷害後遺障害	疾病後遺障害	事故死亡
全 労 済		○(50%)	—	—	—
生 命 保 険 会 社		○(10%)	—	—	—
損 害 保 険 会 社		—	○(100%)	—	○(30%)
全 ト ヨ タ 労 連		○(40%)	—	○(100%)	○(70%)

生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」

契約概要 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全労済引受分は、全労済が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26ページ)を参照ください。

▶ 3 継続できる方(保障の対象となる方)

【1】更新日において、下記のいずれかに該当する方

①契約者(組合員) ②契約者の配偶者(同一戸籍)

【2】継続できる年齢(契約発効日時点)

①契約者・配偶者：満79歳

▶ 4 掛金について

全労済は基本契約(死亡・重度障害)のうち50%を引き受けています。保障額ごとの全労済引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。

【1】組合員・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)	500		1,000	
全労済引受額(万円)	250		500	
年 齢 別 掛 金 (円)	男性	女性	男性	女性
50歳	700	450	1,400	900
51歳	1,100	625	2,200	1,250
52歳	1,100	625	2,200	1,250
53歳	1,100	625	2,200	1,250
54歳	1,100	625	2,200	1,250
55歳	1,100	625	2,200	1,250
56歳	1,800	850	3,600	1,700
57歳	1,800	850	3,600	1,700
58歳	1,800	850	3,600	1,700
59歳	1,800	850	3,600	1,700
60歳	1,800	850	3,600	1,700
61歳	2,725	1,300	5,450	2,600
62歳	2,725	1,300	5,450	2,600
63歳	2,725	1,300	5,450	2,600
64歳	2,725	1,300	5,450	2,600
65歳	2,725	1,300	5,450	2,600
66歳	4,075	2,025	8,150	4,050
67歳	4,075	2,025	8,150	4,050
68歳	4,075	2,025	8,150	4,050
69歳	4,075	2,025	8,150	4,050
70歳	4,075	2,025		
71歳	5,375	2,825		
72歳	5,900	3,175		
73歳	6,500	3,550		
74歳	7,225	4,025		
75歳	8,025	4,550		
76歳	8,925	5,150		
77歳	9,925	5,825		
78歳	11,025	6,625		
79歳	12,275	7,500		

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障害となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

死 亡 共 済 金	加入者が共済期間中に死亡したとき
重 度 障 害 共 済 金	加入者が共済期間中に重度障害状態となったとき (※1)

(※1) 重度障害状態とは、以下の状態をいいます。全労済が定める身体障害等級別支払割合表(59ページ参照)の、第1級、第2級、第3級の2・3・4になります。「重度障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化(レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷)を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したものの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
- 9.1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃したものの
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

▶ 6 共済金の分割払い等について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 7 共済金受取人について

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(26ページ)を参照ください。

▶ 8 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する団体定期生命共済にご契約の場合、他の全労済のすべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度以内としてください。加入限度額を超えた契約は無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 9 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくはゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

▶ 10 割り戻し金について

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金として契約者へ還元いたします。

▶ 11 共済掛金の生命保険料控除

全労済が引受元となる契約の掛金は生命保険料控除の対象となります。

▶ 12 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)氏名や住所が変更となった場合
- (2)加入者が「加入できる方」の範囲外となったとき
- (3)死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき
(契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合)

注意喚起情報 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(免責事由)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、加入者、共済金受取人の故意、加入者の犯罪行為により支払事由が発生したとき。
- (2)加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障害となったとき。ただし、組合員本人は250万円、家族については契約共済金額(全労済引受額)の半額または250万円の少ない額まではお支払いします。

▶ 2 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

< 重度障害共済金 >

発効日・更新日時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、以下の項目に該当するときは記載の割合を削減し共済金をお支払いします。

- 契約の発効日または更新日において、すでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、発効日・更新日から180日以内に重度障害になったとき…共済金額の50%を減額

▶ 3 契約の解除について

次のいずれかの場合、契約は解除される場合があります。

- (1)共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- (3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4)他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)~(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

ただし、以下の場合を除きます。

- ①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- ②全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
- ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ④加入者にかかる共済契約の発効日から2年以内に共済事故が生じなかったとき

※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には契約が解除されることがあります。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 5 加入者による契約の解除請求について

(1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。

- ①契約者または共済金受取人に前記「契約の解除について」(1)~(3)のいずれかの行為があったとき。
- ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- ③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

(2)契約者は上記(1)①~③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。

(3)加入者は上記(1)①~③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。

(4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。

(5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 6 契約の無効について

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「継続できる方(30ページ参照)」の範囲外であったとき。
- (2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき。
- (3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき。
- (4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき(退職者会契約へ移行済みの場合を除く)。
- (5)共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)。
- (6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき。
- (7)契約者の意思によらず契約を申し込みられたとき。

※1 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金を返還します。

※2 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 契約の消滅について

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき。
 - (2)加入者が重度障害となったとき(重度障害共済金が支払われた場合)。
- ※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

▶ 8 組合員及び出資金について

▶ 9 個人情報保護に関する事項

▶ 10 信用リスクに関する事項

上記8~10の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26~27ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」

【商品内容のご説明】

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。この保険は「死亡保障」「高度障害保障」のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

【チェック欄】

当総合パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
 保障内容はニーズに合致していますか。 ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

当総合パンフレットには、全トヨタ労働組合連合会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、当総合パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

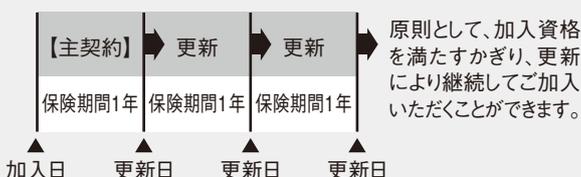
契約概要のご説明 生命保険「団体定期保険」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当総合パンフレットの該当箇所をご参照ください。

▶ 1 この保険の特徴

- この保険は、全トヨタ労働組合連合会を契約者とし、その加盟組合に所属する組合員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障害に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険は、配当精算方式を採用しております。

しくみ図（イメージ）



▶ 2 主な保障内容

以下の場合に、保険金をお受取りになれます。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
	高度障害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障害状態になられた場合

(*)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない場合等」(33ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(34～35ページ)を必ずご確認ください。

▶ 3 保障額と保険料

保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。「ゆうゆう」の生命・後遺障害保障における生命保険会社引受分の保険料は以下のとおりです。

	組合員(本人)・配偶者保険料(月額)	
基本契約加入額(万円)	500	1,000
生命保険会社引受額(万円)	50	100
生命保険会社引受分保険料(円)	60	120

	加入時年齢における保障額の範囲	
	加入時年齢	加入できる保険金額の範囲
組合員(本人)	満15歳～満49歳	500万円～6,000万円
	満50歳～満54歳	500万円～4,000万円
	満55歳～満59歳	500万円～2,000万円
	満60歳～満69歳	500万円～1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者 (内縁関係は除く)	満16歳～満49歳	500万円～3,000万円
	満50歳～満54歳	500万円～2,000万円
	満55歳～満59歳	500万円～1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

【配当精算方式】

団体定期保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金をお支払いする仕組みの商品ですが、当制度は保険料から予め配当金見込額を差し引いた金額を組合員のみならずお払込みいただく取扱いとしております。保険料より差し引く配当金見込額は全トヨタ労働組合連合会が立替えますが、1年後に全トヨタ労働組合連合会が受取る実際の配当金と差額が発生しても、保険料の追加徴収および配当金の返金はいたしません。

▶ 4 加入資格

以下の加入資格の他、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》退職者会移行時に団体定期保険に加入していた組合員の方で、年齢満15歳以上満64歳以下の方。

《配偶者》組合員の配偶者の方で年齢満16歳以上満64歳以下の方。

※本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での加入を継続した場合は最高満79歳まで継続加入することができます。

(ご注意)

- (1)一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- (3)配偶者のみで加入することはできません。配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- (4)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
- (5)ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、次とおり退職者会制度に継続加入いただくことができます。

【退職者会制度について】

- 本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満79歳まで継続加入することができます。また、雇用延長などで満65歳時点で在職中の方については、退職の有無に関わらず退職者会へ移行していただきます。なお、保険金額の上限は、満69歳以下で最高1,000万円、満70歳以上満79歳以下で最高500万円となります。
*自己都合による退職の場合は、退職者会へ移行することはできません。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満79歳まで継続加入することができます。また、本人が雇用延長などで退職者会へ移行した場合、退職者会へ移行することとなります。なお、保険金額の上限は、満59歳以下で最高1,000万円、満60歳以上満79歳以下で最高500万円となります。
※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。

▶ 5 保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成24年3月31日までとなります。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

▶ 6 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。受取人の選択がない場合は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位とします。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)となります。
- 本人および配偶者の高度障害保険金受取人は本人(主たる被保険者)となります。

▶ 7 配当金

この保険契約は、配当精算方式を採用しております。
なお、配当精算方式については32ページ「保障額と保険料」を参照してください。

▶ 8 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

▶ 9 制度運営および引受保険会社

- 当制度は全トヨタ労働組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- 引受保険会社 日本生命保険相互会社

▶ 10 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては、35ページをご確認ください。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】 生命保険「団体定期保険」

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入(*)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、パンフレットの該当箇所をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(*)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにクーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。
- (*)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 2 責任開始期

- 引受保険会社(*)1)がご加入(*)2)を承諾した場合、平成23年4月1日(加入日(*)2)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません)
- 引受保険会社(*)1)の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)2)を承諾する権限がありません。
- (*)1)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。
- (*)2)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

▶ 3 保険金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。例えば
 - ①次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)1)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - ②高度障害状態の原因となる傷病が加入日(*)1)前に生じている場合
 - ・高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日(*)1)以後に生じた場合に限りです。
 - ③告知義務違反による解除(*)2)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
 - ④詐欺による取消(*)2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、す

に払込まれた保険料は払戻しません。)

- ⑤不法取得目的による無効(*)2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - ⑥保険契約が失効(*)2)した場合
 - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
 - ⑦重大事由による解除(*)2)の場合
 - 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ・保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)*または保険金受取人が保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)*を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)*をしたとき
 - ・この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)*があつたとき
- (*)1)在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。
(*)2)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

▶ 4 この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①、または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障害保険金がお支払された場合には、本人が高度障害状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日となります。
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料をお支払いただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は35ページに記載のゆうゆうセンターまでお問合せください。

▶ 5 制度内容の変更

- 全トヨタ労働組合連合会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

▶ 6 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03 - 3286 - 2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

▶ 7 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当総合パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。保険金のご請求は、全トヨタ労働組合連合会経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合、すみやかに全トヨタ労働組合連合会のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

▶ 8 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては、35ページをご確認ください。

制度の詳細とその他取扱い 生命保険「団体定期保険」

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

▶ 1 保険金の支払事由

【1】死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

【2】高度障害保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（* 1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（* 2）に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。なお、上記によって高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

（* 1）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日であり、在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

（* 2）対象となる「高度障害状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障害状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

▶ 2 保険金をお支払いしない場合等（詳細）

ご加入（* 1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（* 1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（* 1）のお申込みの際に特にご注意ください。

●引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（* 1）日から起算して 1 年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- ・保険契約者の故意
- ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱（* 2）

●引受保険会社は、高度障害保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障害保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の故意
- ・保険契約者の故意
- ・高度障害保険金の受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱（* 2）

（* 1）在職中に保障額を増額していた場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

（* 2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が小さいと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障害保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障害保険金を削減してお支払いします。

●高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入（* 1）時以後に生じた場合に限りです。（原因となる傷病がご加入（* 1）時に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）

したがって、原因となる傷病がご加入（* 1）時に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金はお支払対象となりません。

○次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたときには、その事由が生じた時に降に発生した保険金の支払事由については、保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
- ・この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
- ・上記のほか、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき。
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

▶ 3 税務上のお取扱い

平成 22 年 11 月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

（1）保険料

ゆうゆうでは〔配当精算方式〕を採用しています。そのため、組合員が

負担する保険料の合計額(年間保険料合計から団体の立替金を控除した金額)が、一般の生命保険料控除の対象となります。なお、「配当精算方式」に関する説明は当説明書の32ページをご確認ください。

(2) 保険金

・死亡保険金

<本人>相続税の課税対象となり、受取人が法定相続人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)は、「500万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。

<配偶者>受取人が本人(主たる被保険者)の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

・高度障害保険金

受取人が被保険者の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

▶ 4 個人情報の取扱いに関する全トヨタ労働組合連合会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、全トヨタ労働組合連合会(以下、団体といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

▶ 5 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

<全トヨタ労連お問合せ先>

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」 TEL 0565-25-1901

<日本生命お問合せ先>

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課

TEL 0120-982-515

※お問合せの際には、証券記号番号(932-6310)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません)】

社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」「地方連絡所」の連絡先は<http://www.seiho.or.jp/>をご覧ください。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

日本一団-2010-171-7218-M(H22.11.30)

生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」

損害保険会社は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「傷害後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約の30%について、「標準傷害保険」により引受を行います。

契約概要のご説明 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、全トヨタ労連ゆうゆうセンターまたは共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>(27～29ページ)」を参照ください。

(2) 商品の仕組み

この保険は様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされ、下記の補償内容(特約付帯の場合は特約含む)に該当したときに保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故とは…

下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性 = 身体の外側からの作用によるもの

(3) 補償内容 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

傷害後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、お引受額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算してお引受額が限度となります。
---------------	---

【事故死亡上乗せ特約】

傷害死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、お引受額の全額をお支払いします。
---------	--

(4) 引受条件(ご契約金額等)

ご契約金額につきましては、被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットでご確認ください。

▶ 2 保険料

保険料は以下のとおりです。

(1) 基本契約(傷害後遺障害 引受割合 100%)

① 組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000
損害保険引受額(万円)	500	1,000
損害保険引受分保険料(円)	170	340

(2) 事故死亡上乗せ特約(事故死亡 引受割合 30%)

① 組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	500	1,000
損害保険引受額(万円)	150	300
損害保険引受分保険料(円)	50	90

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ1,000万円が入限度となります。そのうち損害保険会社は30%を引受けます。

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。加盟組合ごとに「給与天引き」または「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、全トヨタ労連ゆうゆうセンターまたは共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の職業職種

○他の死亡保険契約

(注)「他の死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、傷害死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2)ご加入後における留意事項

○死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは全トヨタ労連ゆうゆうセンターまたは共栄火災までお問い合わせください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

■ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ

■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ

■脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ

■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

■戦争、内乱、暴動などによるケガ(*1)

■核燃料物質の有害な特性などによるケガ

■ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ

■猛獣取扱者、プロボクサー等危険な職業に従事している間のケガ

■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ

■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(*2)がないもの…など(*1)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。

(*2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)既に存在していた体質的な要因や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。(ケガの原因が体質的な要因や病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱いについて

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

上記3～10の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書(共通事項)(27～29ページ)を参照ください。

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の40%、「疾病後遺障害」の100%、および事故死亡上乗せ特約の「事故死亡」の70%について、自家生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 継続できる方

全労済「団体定期生命共済」の同項目と同様です。当説明書30ページを参照してください。

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は基本契約「死亡・重度障害」の40%、同契約「疾病後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約「事故死亡」を70%引受けています。保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受分掛金は以下のとおりです。

[1] ①基本契約（疾病後遺障害含む、疾病後遺障害の保障額は一律500万円）組員・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)	500		1,000	
全トヨタ労連引受額(万円)	200		400	
年齢別掛金(円)	男性	女性	男性	女性
50歳	1,610	1,860	3,110	3,610
51歳	1,210	1,685	2,310	3,260
52歳	1,210	1,685	2,310	3,260
53歳	1,210	1,685	2,310	3,260
54歳	1,210	1,685	2,310	3,260
55歳	2,610	3,085	5,110	6,060
56歳	1,910	2,860	3,710	5,610
57歳	1,910	2,860	3,710	5,610
58歳	1,910	2,860	3,710	5,610
59歳	1,910	2,860	3,710	5,610
60歳	3,310	4,260	6,510	8,410
61歳	2,385	3,810	4,660	7,510
62歳	2,385	3,810	4,660	7,510
63歳	2,385	3,810	4,660	7,510
64歳	2,385	3,810	4,660	7,510
65歳	5,585	7,010	10,560	13,410
66歳	4,235	6,285	7,860	11,960
67歳	4,235	6,285	7,860	11,960
68歳	4,235	6,285	7,860	11,960
69歳	4,235	6,285	7,860	11,960
70歳	7,735	9,785		
71歳	6,435	8,985		
72歳	5,910	8,635		
73歳	5,310	8,260		
74歳	4,585	7,785		
75歳	9,785	13,260		
76歳	8,885	12,660		
77歳	7,885	11,985		
78歳	6,785	11,185		
79歳	5,535	10,310		

[2] 事故死亡上乗せ特約

組員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	500	1,000
全トヨタ労連引受額(万円)	350	700
全トヨタ労連引受掛金(円)	100	200

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち全トヨタ労連は70%を引受けます。

▶ 5 共済金をお支払いする場合

(1) 死亡共済金・重度障害共済金

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障害（59ページ 全労済規定と同内容）となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

(2) 疾病後遺障害共済金

重度障害に該当しない病気による身体障害について、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもとづいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときに給付します。給付基準は以下のとおりです。

- ・生命・後遺障害保障加入以前に身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。
- ・病気後遺障害共済金を支払った後に等級が変更となったときは、すでに払った病気後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

等級とその共済金の額については下表のとおりとします。ここでいう等級とは身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもとづいた地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級をいいます。

交付された等級	共済金の額(契約額×下記割合)
1級または2級	100%
3級	50%
4級	30%
5級	10%
6級	5%

※疾病後遺障害共済金額は基本契約に自動付帯され、最高保障額は500万円となります。

(3) 事故死亡共済金(事故死亡上乗せ特約)

加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に死亡した場合、災害死亡共済金をお支払いします。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いは全労済引受契約と同様となります。詳細は全労済引受契約「共通事項」(26ページ)を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の生命保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は生命保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<各共済金に共通>

契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき。

<死亡共済金・重度障害共済金>

加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障害となったとき。

<事故死亡共済金>

(1) 加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故による

とき。

(2) 加入者の精神障害、泥酔によるとき。

(3) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)、腰・背痛など他覚症状のないとき。

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

<重度障害共済金>

発効日・更新日(増額の場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷病を原因として、発効日・更新日から180日以内に重度障害になったとき、共済金額の50%を減額

<疾病後遺障害共済金>

(1) 生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払いします。

(2) 病気障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払いします。

<事故死亡共済金>

事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払いします。

(1) 事故前から存在していた障害・傷病による影響。

(2) 事故後、その事故とは関係なく発生した障害・傷病による影響。

- (3)正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響。
(4)正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響。

▶ 5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「継続できる方」(36ページ)の範囲外であったとき。
- (2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき。
- (3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき。
- (4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき。ただし、「ゆうゆう」退職者契約へ移行した場合を除く。
- (5)共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)。
- (6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき。
- (7)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき。
- (8)契約者または加入者が詐欺行為をしたとき。

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

- (1)契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。
 - (2)契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき。
- ※また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき。
 - (2)加入者が重度障害となったとき(重度障害共済金が支払われた場合)。
- ※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人に支払う場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

終身生命保障 全労済「終身生命共済」

終身生命保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

引受団体	基本契約		災害死亡特約	
	死亡	重度障害	災害死亡	災害重度障害
全労済	100%		100%	

この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身生命保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「細則」および「終身生命共済 終身生命プラン契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっておいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26～27ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

[1]契約者との続柄が下記の範囲である方

- ①契約者(組合員、以下同じ)ご本人
- ②契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。)
- ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
- ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

[2]申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方。

質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ詳細にご回答ください。質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくこ

とがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日(告知日)から過去1年以内に受けたものが有効です。

- ①勤務先の定期健康診断書
- ②基本・特定健康診査結果表
- ③人間ドック成績表

これらがお手元がない場合や有効期間(1年)を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。

[3]年齢について

当総合パンフレット(7ページ)を参照ください。

▶ 4 共済期間(契約期間、以下同様)と掛金払込期間

共済期間は発効日から終身です。「ゆうゆう」の他保障の共済期間とは異なります。

▶ 5 契約できる申込額

- (1)300万円または500万円となります。
- (2)上記以外の契約額をご希望の場合はゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

▶ 6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることできません。お申し込みいただいた契約は無効となります。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- ②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 8 共済掛金額

終身生命保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な金額は「当総合パンフレット(8ページ)」をご参照ください。

▶ 9 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かさせていただきます。

▶ 10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(26ページ)を参照ください。

▶ 11 指定代理請求人

(1)契約者は、契約者が加入者である共済契約において、契約者が所定の共済金を請求できない特別な事情がある場合に、契約者の代理人として共済金を請求することができる方(以下「指定代理請求人」)を1名に限って指定することができます。

(2)指定代理請求人に指定できる方は、次の範囲内です。指定代理請求人を指定したのちに、別の方に変更する場合も同様です。

▶ 13 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金 および 重度障害 共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に死亡したとき ※加入者の余命が6ヵ月以内と判断される場合には、死亡共済金にかえて「リビングニース」共済金を請求いただくことができます。 ②発効日または更新日以後に発病した疾病、もしくは発効日または更新日以後に発生した不慮の事故等を原因として重度障害(※1)となったとき ※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。	死亡・重度障害共済金額
災害死亡 共済金 および 障害共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等(※2)を直接の原因として、共済期間中に死亡したとき ②加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等(※2)を直接の原因として、共済期間中に重度障害(※1)の状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。 ※災害死亡共済金と障害共済金(重度障害のとき)は重複してお支払いしません。	災害特約共済金額または 災害死亡特約共済金額
生存共済金 (ハッピーボーナス)	掛金払込期間中、発効日から5年ごとに加入者が生存していたときにお支払いします。 ※生存共済金は現在「新規」での加入引受を行っておりません。	死亡共済金額×10%

(※1)重度障害状態とは、全労済が定める身体障害等級別支払割合表(59ページ参照)の第1級、第2級、第3級の2・3・4の状態をいいます。「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、損傷状態をいいます。具体的には以下のとおりです。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したものの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃したものの
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

(※2)「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、または全労済所定の感染症をいいます。

▶ 14 掛金の払込免除について

①掛金の払い込みを免除する場合

加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障害の状態になったとき

例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど(詳細はゆうゆうセンターへお問い合わせください)上記の身体障害の状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません(掛金の払い込みを再開していただきます)。

②次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。

- 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
- 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 加入者の精神障害または泥酔によるとき
- 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰・背痛で他覚症状のないもの

③地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事

- ①契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の配偶者
- ②契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族
- (3)指定代理請求人が請求できるのはリビングニース共済金になります。

▶ 12 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください(必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります)。

※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。

共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

※全労済が指定代理請求人に共済金をお支払いした後に、契約者からの請求があっても重複してお支払いしません。

(3)質問表(健康状態などについての質問)には正確にお答えください。正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。

●申込日(告知日=健康状態に関する告知をした日)は、契約者が申込書に記入した日とします。

<告知義務について>

●共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されると、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴(病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障害状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。

●加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴(病名や治療期間など)など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。

●告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただかなかったり、事実と違うことを告知されると、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 3 解約と解約返戻金

●契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式(解約届)に解約日を記入のうえ、ゆうゆうセンターまでご提出ください。

▶ 4 契約内容に関する届出(住所変更など)について

●契約者は、次の場合、直ちに加盟組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。

- ①加入者が加入できる方の範囲(続柄)に該当しなくなったとき
- ②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
- ③海外に長期滞在することになったとき
- ④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき(共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更した場合)

▶ 5 共済金をお支払いできない主な場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<全共済金共通>

- ①告知義務違反があったとき
- ②共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき

[1]基本契約

<死亡共済金>

- ①加入者が発効日から1年以内に自殺したとき
- ②加入者の犯罪行為により死亡したとき
- ③共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
- ④契約者が故意に加入者を死亡させたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます)

<重度障害共済金>

- ①加入者が発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき
- ②加入者の故意(自殺行為を除きます)により重度障害となったとき
- ③加入者の犯罪行為により重度障害となったとき
- ④契約者が故意に加入者を重度障害にさせたとき(契約者と加入者が同一人である場合を除きます)
- ⑤重度障害共済金を支払う前に死亡共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払後に重度障害共済金(当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません)の支払請求を受けたとき

[2]災害死亡特約

<災害死亡共済金・障害共済金>

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
- ②加入者の故意または重大な過失
- ③加入者の犯罪行為
- ④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転する間に生じた事故
- ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

⑥加入者の精神障害または泥酔

⑦加入者の疾病に起因して生じた事故

⑧障害共済金(重度障害の場合)を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき、または災害死亡共済金の支払い後に障害共済金の請求を受けたとき

⑨原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないとき

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
- (2)契約のお申し込みの際し、加入者の同意を得ていなかったとき
- (3)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- (4)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
※上記(1)から(4)までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- (3)契約者、加入者または死亡共済受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)~(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。

- ①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- ②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
- ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - ①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」(1)~(3)のいずれかの行為があったとき
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2)契約者は前記(1)①~③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3)加入者は上記(1)①~③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。

- (4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

下記の場合は、契約が消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障害となったとき(重度障害共済金が支払われた場合)
- ※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

▶ 11 共済掛金の生命保険料控除について

- 終身生命保障の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。
 - 共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となる共済契約は次のとおりとなりますのでご注意ください。
- 納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者(内縁関係は対象となりません)その他の親族である契約です。

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記12～14の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26～27ページ)を参照ください。

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障(以下、入院保障)は、損害保険会社、全トヨタ労連が引き受け、以下の内容で実施します。()は引受割合です。

引受団体	保障内容		基本契約			三大疾病特約			医療上乘せ特約		
	入院	手術	入院	手術	診断	通院	長期入院	先進医療			
損害保険会社	○(100%)	—	—	—	—	—	—	—			
全トヨタ労連	—	—	○(100%)	—	—	—	—	—			

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

損害保険会社は入院保障のうち、基本契約「入院・手術」を100%引受けています。

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、全トヨタ労連ゆうゆうセンターまたは共栄火災までお問い合わせください。

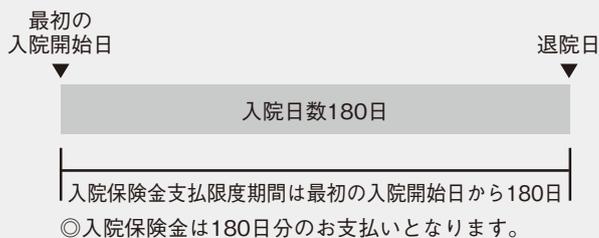
▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1)団体契約の仕組み
損害保険会社引受契約「重要事項説明書(共通事項)(27～29ページ)」を参照ください。
- (2)商品の仕組み
被保険者が、保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガにより入院された場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
- (3)補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)

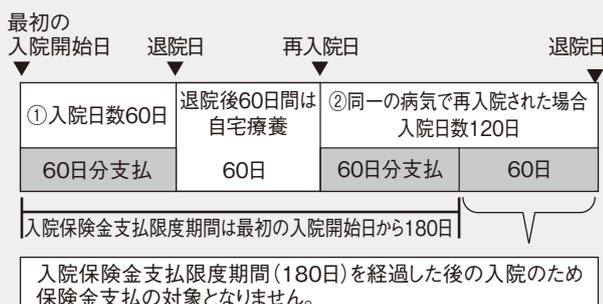
保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
疾病手術保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 疾病入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)
傷害入院保険金	被保険者がケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
傷害手術保険金	被保険者が、病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき(注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 傷害入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)

(注)1 入院の支払限度期間について
お支払い例(入院保険金支払限度期間 180 日)

【例1】継続して180日入院し退職されたとき



【例2】継続して60日入院し退院、退院後60日間は自宅療養、その後最初の入院と同一の病気で継続して120日入院されたとき



◎入院日数の合計は 180 日ですが、入院保険金支払限度期間が 180 日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の 60 日分+②再入院日数の 60 日分(120 日-60 日)=合計 120 日分」のお支払いとなります。

(4)引受条件(ご契約金額等)

- ご契約金額(入院保険金日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年収等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、当総合パンフレットをご参照ください。
- 新規にご加入の場合は満 64 歳まで、継続加入の場合は満 79 歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が 60 歳以上の方は 60 歳未満の方とは別料率となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約 組合員・配偶者・子ども・その他家族保険料

満年齢 (保障開始日時点)	契約入院日額			
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円
0歳～59歳	540円	900円	1,440円	1,800円
60歳～79歳	1,290円	2,150円	3,440円	4,300円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金等

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、全トヨタ労連ゆうゆうセンターまたは共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

- ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障害について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
 - 被保険者の生年月日・満年齢・性別
 - 被保険者の職業職種
 - 質問表回答欄にご記入いただく事項
 - 他の保険契約
 (注)「他の保険契約」とは、医療保険(1年契約用)の場合には、医療保険・疾病入院特約・普通傷害保険などの疾病・ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。
- 加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によ

ては引受をお断りさせていただくことがあります。

- ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満 64 歳以下、継続加入の場合は満 79 歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

- 以下の事由で身体障害を被った場合
 - ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
 - 戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動(* 1)
 - 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(* 1)
 - 上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとつて生じた事故(* 1)
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(* 2)のないもの
- 以下のケガによる身体障害を被った場合
 - 無資格または酒気帯びにより正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - 地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとつて生じた事故(* 1)
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 精神障害を原因とする事故
- アルコール依存症および薬物依存による入院

(* 1) これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めるときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(* 2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 入院または手術の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるとき。ただし、入院を開始した日または手術を受けた日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて 1 年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。

▶ 3 ご加入後の留意事項

控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。

▶ 4 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 5 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 6 脱退時の手続き・返れい金

▶ 7 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 8 保険会社破綻時の取扱い

▶ 9 お客様に関する情報の取扱いについて

▶ 10 ご注意いただきたいこと

▶ 11 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

▶ 12 健康状態告知確認書

上記4～12の詳細は、損害保険会社引受契約重要事項説明書(共通事項)(27～29ページ)を参照ください。

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

全トヨタ労連は、入院・手術保障のうち三大疾病特約、および医療上乗せ特約の100%を、自家医療共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

損害保険会社が引受ける入院・手術保障「基本契約」へ加入ができる方

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は「三大疾病特約」「医療保障上乗せ特約」の100%を引受けています。保障額ごとの自家医療共済引受分掛金は以下のとおりです。

[1]三大疾病特約

三大疾病特約は、基本契約の入院日額と同額となります。ただし付帯できる上限額は10,000円(入院日額)となります。

	発効日満年齢 0～59歳				発効日満年齢 60～79歳			
	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
基本契約加入額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金(円)	360	600	960	1,200	2,400	4,000	6,400	8,000

[2]医療上乗せ特約

	発効日満年齢 0～59歳				発効日満年齢 60～79歳			
	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
基本契約加入額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金(円)	120	200	320	400	510	850	1,360	1,700

▶ 5 共済金をお支払いする場合

[1]三大疾病特約

①診断共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
急性心筋梗塞 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診断を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100倍 加入者の生涯にわたり 1回のみ支払い
脳卒中 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診断を受けた日からその日を含め60日以上、言語障害、運動失調、および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	
悪性新生物 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	
上皮内新生物 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。上皮内新生物等診断共済金が支払われることになった診断確定日から、その日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金をお支払いしません。	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の 支払いが限度

②三大疾病入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病入院共済金	加入者が、当特約「診断共済金(上記参照)」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病入院保険金(41ページ参照)」の支払対象となる入院をした場合に、疾病入院保険金とは別に三大疾病入院共済金をお支払いします。なお、支払限度期間は入院保険金と同様、入院開始日から180日目までの間となります。	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数

③三大疾病手術共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病手術共済金	加入者が、当特約「診断共済金(上記参照)」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病手術保険金(41ページ参照)」の支払対象となる手術を受けた場合に、疾病手術保険金とは別に三大疾病手術共済金をお支払いします。	三大疾病入院共済金日額 ×所定の支払割合 (40倍、20倍、10倍)

【2】医療上乘せ特約

①入院前通院共済金および退院後通院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
入院前通院共済金 および 退院後通院共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に通院し、次の条件のすべてを満たすとき ①加入者が入院し、基本契約の入院共済金支払われること ②左記①の入院と同一原因による通院であること ③次に掲げる期間中の通院であること ・入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間で、最高30日を限度 ・退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間で、最高60日を限度	入院共済金日額×0.3 ×通院日数

②長期入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
長期入院共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以降に発病した疾病の治療を目的とした入院 ②連続して90日以上入院、または連続して180日以上入院	入院共済金日額×60

③先進医療共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
先進医療費用共済金	加入者が、先進医療による治療を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①病气入院共済金の支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②病气入院共済金の支払われる入院の原因となった疾病の治療を直接の目的とした先進医療による療養 ③共済期間(契約期間)中の高度先進医療による療養	先進医療による療養を受けるために契約者が負担した技術料に相当する金額 (入院日額の200倍を限度)

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(26ページ)を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の生命保険料控除

全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は生命保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度をゆうゆうセンターに連絡してください。この連絡を正当な理由なく怠ったときは、全トヨタ労連は共済金をお支払いしないことがあります。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記のいずれかにより、共済金の支払事由に該当したとき

- (1)契約者または加入者の故意または重大な過失
- (2)加入者の知的障害(精神遅滞)、性格異常、または薬物依存によるとき。または、薬物依存により生じた疾病
- (3)不慮の事故を直接の原因とする場合で、以下に該当する場合
 - ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います

- ②加入者の重大な過失
 - ③加入者の犯罪行為
 - ④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
 - ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑥加入者の精神障害または泥酔
- (4)原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 4 契約が無効となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」(38ページ)を参照ください。

▶ 5 契約が解除となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」(38ページ)を参照ください。

▶ 6 契約が消滅となる場合

以下の場合、契約は消滅となります。なお、共済金をお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)基本契約が消滅したとき

終身医療保障 全労済「終身生命共済」

終身医療保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづきます。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約	
	入院	手術
全 労 済	100%	

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認ください事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身医療共済は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約（共済契約）をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」（26～27ページ）を参照ください。

▶ 3 加入できる方

【1】契約者との続柄が下記の範囲である方

- ①契約者（組合員以下同じ）ご本人
- ②契約者の配偶者（内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている場合を除く。）
- ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
- ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

【2】申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方

質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ、詳細にご回答ください。質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことができます。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日（告知日）から過去1年以内に受けたものが有効です。

- ①勤務先の定期健康診断書
- ②基本・特定健康診査結果表
- ③人間ドック成績表

これらがお手元でない場合や有効期間（1年）を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。

【3】年齢について

加入者となることのできる年齢は、発効日において満15歳以上満75歳以下とします。

▶ 12 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
病気になる入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②1日以上となる入院	病気になる入院共済金日額 ×入院日数
手術共済金	加入者が62ページに記載する「手術支払割合表」に記載の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする手術 ②共済期間中に受けた手術	病気になる入院共済金日額×10
災害入院共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①共済期間中に発生した不慮の事故（※1）を直接の原因とする入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数
災害手術共済金	加入者が62ページに記載の「手術支払割合表」に規定する手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①共済期間中に発生した不慮の事故（※1）を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ②共済期間中に受けた手術	災害入院共済金日額×10

（※1）「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

▶ 4 共済期間（契約期間）と掛金払込期間

- (1)共済期間は発効日から終身です。「ゆうゆう」の他の保障の共済期間（毎年4月1日発効、3月31日満期の単年度契約）とは異なります。
- (2)掛金払込期間は終身払いです。退職後も掛金の払い込みを継続していただきます。

▶ 5 契約できる申込額

- (1)終身医療共済に契約できる申込額は、入院日額3,000円または5,000円です。
- (2)加入者1名につき1契約のみ契約することができます。
- (3)全労済が実施する「こくみん共済 終身医療3000または5000」と重複して契約することはできません。

▶ 6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることできません。お申し込みいただいた契約は無効になります。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- ②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 8 共済掛金額

終身医療保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。詳細は当総合パンフレット（12ページ）をご参照ください。

▶ 9 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します（5月末現在の有効契約が対象）。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

▶ 10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」（26ページ）を参照ください。

▶ 11 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください（必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります）。

※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 13 掛金の払込免除について

- ①掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間(契約期間)中に全労済所定の身体障害の状態になったとき
例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど(詳細はゆうゆうセンターまでお問い合わせください)
上記の身体障害の状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません(掛金の払い込みを再開していただきます)。
- ②次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
●契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
●加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
●加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
●加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
●加入者の精神障害または泥酔によるとき
●被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- ③地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないときがあります。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 クーリングオフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26ページ)をご参照ください。

▶ 2 加入申込書および質問表

加入申込書および質問表の記入について

- (1)加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。加入者になられる方の同意を得て、契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。
- (2)提出された加入申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込書(契約者)に通知します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または病気を原因として、共済金支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。
- (3)質問表(健康状態などについての質問)には正確にお答えください。正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。
●申込日(告知日=健康状態に関する告知をした日)は、契約者が申込書に記入した日とします。

<告知義務について>

- 共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されると、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴(病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障害状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
- 加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴(病名や治療期間など)など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただかなかったり、事実と違うことを告知されると、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 3 解約と解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式(解約届)に解約日を記入のうえ、ゆうゆうセンターまでご提出ください。
- 終身医療保障はできる限り安い掛金で保障を実現するために、解約されたり契約が失効した場合の解約返戻金は、終身医療保障の場合0円となります。

▶ 4 契約内容に関する届出(住所変更など)について

- 契約者は、次の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。
①加入者が加入できる方の範囲(続柄)に該当しなくなったとき
②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
③海外に長期滞在することになったとき
④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき(共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更した場合)

▶ 5 共済金をお支払いできない主な場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<全共済金共通>

- ①告知義務違反があったとき
②共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき

<病気入院共済金・手術共済金>

次のいずれかにより支払い事由に該当したとき

- ①契約者または加入者の故意または重大な過失
②不慮の事故を直接の原因とする場合で、病気入院共済金・手術共済金支払われる場合で、災害入院共済金および災害手術共済金の免責事由の①から⑥に該当するとき
③原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの
※「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。
※発効日前に発病した疾病を原因とした、発効日から2年以内の入院または手術。

<災害入院共済金・災害手術共済金>

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
②加入者の故意または重大な過失
③加入者の犯罪行為
④加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑥加入者の精神障害または泥酔
⑦原因がいかなる場合でも、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
(2)契約のお申し込みの際に、加入者の同意を得ていなかったとき
(3)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
(4)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
※上記(1)から(4)までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
(2)契約者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
(3)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき

- (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたときただし、以下の場合は除きます。

- ①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたととき
 - ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
- ※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求められることができます。
 - ①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2)契約者は前記(1)①～③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。

- (3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

下記の場合には、契約が消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき
 - (2)加入者が重度障害となったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
- ※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

▶ 11 共済掛金の生命保険料控除

- 終身医療保障の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。
- 生命保険料控除の対象となる契約は、納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が納税する本人または配偶者(内縁関係を除く)その他親族である契約です

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記 12～14 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26～27 ページ)を参照ください。

保障のことなら



全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

火災保障および借家人賠償責任特約は、全労済が定める「風水害等給付金付火災共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。自然災害保障は全労済が定める「自然災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26～27 ページ)を参照ください。

▶ 3 共済掛金について

火災共済および自然災害共済の月払掛金の額は下表のとおりです。

住宅構造	1口(10万円保障あたり)の月払掛金			
	火災共済	借家人賠償責任特約	自然災害共済	
			大型タイプ	標準タイプ
木造・モルタルなど	6.0円	4.0円	11.0円	8.0円
鉄筋コンクリート	3.5円	2.0円	6.5円	4.5円

※住宅・家財とも同じ掛金です。

※住宅構造は「住宅の構造について(49 ページ)」を参照ください。

▶ 4 共済金受取人について

- (1)共済金受取人は契約者です。
 - (2)(1)にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
 - (3)共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
- ※借家人賠償責任特約の場合は、加入者になります。

▶ 5 共済金の請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 6 割り戻し金について

全労済は火災共済について毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金を還元します(5月末現在の有効契約が対象)。

▶ 7 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する風水害等給付金付火災共済・自然災害共済にご契約の場合は、すべての契約を合計して前記規約および細則で定める加入基準額・加入限度額以内としてください。それを超えた契約は無効となり、共済金をお支払いできません。また、労働金庫から住宅を担保に貸付を受けて「質権火災共済」の契約をされている方も同様です。

注意喚起情報 全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

▶ 1 加入申込書の記入について

- (1)加入申込書は全労済と契約を締結するものおよび質問事項は告知いただくものとして重要です。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名押印をしてください。
※借家人賠償責任特約にお申し込みいただく場合には、加入者になられる方の同意を得てください。
- (2)質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

▶ 2 契約の解除について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。
- (1)契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたときただし、以下の場合は除きます。
- ①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により、知らなかったとき
 - ②全労済が、契約者が事実を告げることを妨げたとき
 - ③全労済が、契約者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ※上記②、③については、全労済の行為の有無に関わらず、契約者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には解除されることがあります。
- (2)通知の義務(次項「契約内容に関する届け出について」(3)～(9)が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき、または通知をした場合で全労済が契約の継続を承諾しないとき
- (3)共済金の請求または受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき
- (4)共済契約関係者が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (5)上記(3)および(4)に該当するほか、全労済の共済契約関係者に対する信頼を損ない、全労済が契約の存続を不相当と判断したとき
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただく場合があります。
※共済契約関係者とは、契約者または契約者と同一生計親族をいいます。

▶ 3 詐欺等による契約の取り消しについて

- 契約者が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には返還していただきます。

▶ 4 契約の消滅について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
- (1)共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - (2)共済の目的の70%以上を焼失もしくは損壊、埋没または流失したとき

▶ 5 契約内容に関する届け出について

- 契約者は下記の場合、直ちに、ゆうゆうセンターへご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合や契約が解除となる場合があります。
- (1)氏名や住所が変更となった場合。
 - (2)火災等、風水害等または地震等を保障する他の契約に加入したとき。
 - (3)住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更するとき。または解体・増改築するとき。
 - (4)共済の目的である建物または共済の目的である家財につき、契約が消滅する事由が発生したとき
 - (5)30日以上空家または無人にするとき。
 - (6)共済の目的を他の場所に移動するとき(火災等、風水害等を避けるために5日以内で持ち出す場合を除く)。
 - (7)この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき。
 - (8)共済の目的が加入できる住宅または家財(49ページ参照)の範囲外になったとき。
 - (9)共済の目的である家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数が変わったとき
 - (10)契約者が死亡したとき。

▶ 6 解約について

この契約は契約期間途中でも将来に向かって契約を解約することができます。所定の解約届を提出ください。

▶ 7 他の共済保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の火災共済(借家人賠償責任特約を付帯している場合も含む)および自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、借家人賠償責任保険などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約からの支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

▶ 8 組合員及び出資金について

▶ 9 個人情報保護について

▶ 10 信用リスクについて

上記8～10の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26～27ページ)を参照ください。

火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」

火災保障は、全労済の「風水害等給付金付火災共済事業規約」、「同細則」および「同契約規定」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 火災共済について

火災共済は、火災・風水害などの際に加入者の住宅と家財の損害を補う共済です。契約の目安として加入基準を設けています。万一被害を被った場合でも生活を再建できるよう、加入基準どおりの加入をおすすめします。

▶ 3 加入限度と加入基準

- (1)加入限度
住宅の最高加入限度額は4,000万円(400口)、家財の最高加入限度額は2,000万円(200口)です。合計して6,000万円(600口)が加入限度となります。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規定にもとづき実施します。

(2)加入基準

住宅および家財それぞれの加入基準(下表)に従って、それぞれ2口単位でご加入ください。

①住宅の加入基準[最高加入限度4,000万円(400口)]

住宅構造区分	住宅の所在都道府県	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準
木造	東京・神奈川	80万円(8.0口)
	京都・大阪	75万円(7.5口)
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	70万円(7.0口)
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	65万円(6.5口)
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	60万円(6.0口)
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	55万円(5.5口)
鉄筋 コンクリート	東京・神奈川	90万円(9.0口)
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	80万円(8.0口)
	上記以外の道県(愛知・岐阜・三重)	70万円(7.0口)

※住宅面積(坪、㎡)に端数が生じる場合は、切り上げて計算してください。

②家財の加入基準[最高加入限度2,000万円(200口)]

住宅延面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人
10坪 (33㎡) 以上	～29歳	300万円(30口)	700万円(70口)	800万円(80口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)
	30歳代	500万円(50口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳代	600万円(60口)	1,700万円(170口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)
	50歳代	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪未満		加入基準額…上記の金額または700万円(70口)のいずれか少ない口数				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

▶ 4 契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに、お申し込みください。1棟の住宅または1棟の住宅内に収容されている家財についての契約者は、原則1人となります。また、家財については同一世帯の所有する家財が、2つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して上表の加入基準となるように振り分けてお申し込みください。

▶ 5 加入できる住宅または家財

<住宅>

(1)契約者または契約者と生計を一にする親族(以下、共済契約関係者)が所有し、かつ人が居住している日本国内の住宅。区分所有の住宅の場合には専有部分のみとなります。
※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割しただけ所有者が契約者となってください。

(2)下記のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてまっぱら使用している部分のみ(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外)となります。

- ①事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える住宅。
- ②事務所・店舗等部分の面積が20坪以上の住宅。
- ③下記の用途をかねる住宅。

ア.常時10人以上が業務に従事する事務所。イ.火薬類専門販売業、再生資源集荷業。ウ.作業員宿舎、簡易宿泊所。エ.貸座敷、待合、割烹、料亭。オ.キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの。カ.映画館、劇場、遊技娯楽場。キ.工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫。

(3)住宅を共済の目的とする場合、下記に掲げるものは共済の目的に含まれます(ただし営業目的に使用しているものは含まれません)。

- ①畳、建具その他の建物の従物
- ②電気設備、ガス設備、冷暖房設備、その他の建物の付属設備。
- ③門、塀、垣根、その他の付属工作物。
- ④住宅に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物。

※③・④は火災等共済金および失火見舞費用共済金が支払われる場合に限り共済の目的とします。

(4)空家、別荘など人が居住していない建物は、新規加入での共済の目的となりません。

<家財>

- (1)共済契約関係者が居住している日本国内の住宅内に収容されている、共済契約関係者が所有している家財。
- (2)左記「住宅」(2)①～③の併用住宅で、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてまっぱら使用している部分(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外となります)内の家財。
- (3)次のものは、共済の目的に含まれません。

- ①通貨、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます)、有価証券、印紙、切手など。
- ②貴金属、宝石、宝玉および貴重品、書画、彫刻物、その他の美術品。
- ③稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿など。
- ④営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備など。
- ⑤自動車(総排気量125ccを超える自動車)。
- ⑥家畜、家さん、その他これらに類するもの。
- ⑦空家、別荘など人が居住していない建物内の家財。

▶ 6 住宅の構造について

(1)鉄筋コンクリート住宅とは、下記の耐火構造の住宅をいいます。

- ①建物の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの。
- ②外壁のすべてが下記のいずれかに該当する住宅。
ア.コンクリート造 ※ イ.コンクリートブロック造 ウ.レンガ造 エ.石造 オ.土蔵造

※ALC板50mm以上の厚さによるALC造はコンクリート造とみなしません。

(2)木造・モルタル等住宅とは、上記(1)の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。

※プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

※木造住宅であるにもかかわらず鉄筋コンクリート住宅として間違っ契約をされた場合には、いただいた掛金を木造住宅の掛金とみなし、木造契約に換算した共済金額に減額させていただきます。

▶ 7 共済金をお支払いする場合

＜火災等共済金＞

共済期間中に火災、破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為（損害額5万円以上）、建物外部からの物体の落下・飛来（人為的な場合）の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	火災等共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	



火災等共済金の15%
(200万円が限度)

●留意事項

- 火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお、住宅の焼破損割合が70%以上の場合が全焼損となります。
 - 火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額（再取得価額）を、家財契約の場合は家財の損害額（再取得価額）をお支払いします。
 - 火災等により門、塀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかのお支払いとなります。
 - 住宅の契約共済金額が加入基準以上または4,000万円の場合、住宅の加入基準額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額
 - 住宅の契約共済金額が4,000万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
- ※住宅自体にも被害がある場合は、上記(1)または(2)と合わせて、契約共済金額が限度となります。
- 放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金をお支払いした場合は、全労済が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いてお支払いします。

＜風水害等共済金＞

共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、下表の「損害の程度」に記載の損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	臨時費用共済金 風水害等共済金の15%
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上	30,000円	300万円	
半壊	住宅の損壊率20%以上70%未満	15,000円	150万円	
一部壊	損害額	100万円を超える	4,000円	40万円
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
		20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
		10万円を超え20万円以下	500円	5万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
		100～150cm未満	10,000円	100万円
		70～100cm未満	7,000円	70万円
		40～70cm未満	5,000円	50万円
		40cm未満	3,000円	30万円
		100cm以上	3,000円	30万円
50%未満	100cm未満	1,000円	10万円	



※損害額は再取得価額で算出し損害の程度（支払いランク）を認定します。

＜臨時費用共済金＞

共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金が支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%に相当する額をお支払いします。ただし、一世帯あたり、かつ、1回の事故のお支払限度額は200万円となります。

・「臨時費用」とは、罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

●留意事項

- 住宅・家財いずれかのみ契約の場合、支払限度額は50ページ表の半額となります。
- 支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。
- 1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊があった場合は、これを一括して1回の災害とみなします。
- 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は含まれません。
- 住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の区分には含まれません。
- 風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

用語の解説（自然災害共済と共通です）

- 「損壊」とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
- 「床上浸水」とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
- 「床上浸水の浸水高」は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。
- 「一部壊」とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

<諸費用共済金>

共済金の種類	支払限度額(下記のいずれか少ない方)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)
修理費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、鉄筋契約のみ対象です。
 ※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときに「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、賃借人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

<特別共済金>

住宅災害死亡共済金

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にしている親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円 (1人300万円を限度)

※共済の目的である住宅または家財を収容する住宅に、火災等または風水害等が生じ、当該共済事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合、対象となります。

風呂の空だき見舞金

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財共済金

持ち出し家財の損害
日本国内の他の建物内で火災等の損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか少ない額を限度にお支払いします。
※持ち出し家財とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、共済契約関係者の管理下にある家財をいいます。

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人の故意、重大な過失により生じた損害
- (2)火災等または風水害等に際し、共済の目的である物が紛失し、または盗難にあったことにより生じた損害
- (3)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害
- (4)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- (5)上記(3)または(4)の損害の原因により生じた火災等が延焼または拡大したことにより生じた損害
- (6)発生原因がいかなる場合でも、火災等が(3)または(4)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害

▶ 2 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約は無効となります。

- (1)契約の申込日において、共済の目的がすでに火災等または風水害等の損害にあつていたり、または損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき
- (2)更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
- (3)共済の目的が発効日において、「加入できる住宅または家財(49ページ参照)」の範囲外の時
- (4)共済金額が最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- (5)共済金額が加入基準を超えて加入している場合で、全労済の算出する標準的再取得価額を超える部分
- (6)契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
 (※)契約が無効となる場合、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。掛金をお返しする場合、その無効となった契約が更新されたものであるときは、最高3年間分の共済期間までの分とします。また、すでに全労済がお支払いした共済金、利用高割り戻し金および返戻金は返還していただきます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

<地震等災害見舞金>

地震等により損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いします(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。この見舞金は、全労済の積み立てる「地震等災害見舞金基金」の中からお支払いします。

被害の程度	支払限度額
地震等による火災(全焼)	最高300万円
地震等による損壊(全壊)	最高200万円

また、基金の総額を超える規模の大災害の場合は、「お支払い基準」を災害の状況に応じて設定します。そのため、お支払いをお約束するものではありません。

※加入口数に応じて支払額が異なります。 ※貸家契約、空家契約は対象になりません。

借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」

借家人賠償責任特約は、全労済の「風水害等給付金付火災共済」の「借家人賠償責任特約」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災保障と組み合わせて加入できる特約です。借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水事故が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。住宅面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で任意に加入ができます。

▶ 2 特約の契約方法

基本契約である「火災保障」と同時に加入し、次のすべてに該当する場合に限り、借家人賠償責任特約にご加入いただけます。

- ①借用住宅に火災保障の保障の目的である「家財」が収容されているとき
- ②借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
- ③被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

▶ 3 保障額算出の目安

住宅面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入ができます。当総合パンフレットに記載の火災保障「借家人

賠償責任特約<加入基準の目安>(14ページ)でご確認ください。

▶ 4 加入できる方

加入できる方は、借用住宅の借主(かりぬし)です。
※火災保障(家財契約)に200万円(20口)以上の加入が必要です。

▶ 5 基本契約(火災保障)との関係

基本契約が無効のときは、借家人賠償責任特約も無効となります。基本契約が取り消しとなったときは、借家人賠償責任特約も取り消しとなります。また、基本契約が共済期間の途中において終了したときには、借家人賠償責任特約も同時に終了します。

■同一の借用住宅についての共済金額と最高限度額

同一の借用住宅について、2人以上の者が借家人賠償責任特約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の借家人賠償責任特約共済金額の合計額が4,000万円を超えない範囲で、それぞれ共済契約者となることができます。

■共済金をお支払いする場合

共済期間中に、借用住宅が被共済者の責に帰すべき事由に起因する火災・破裂・爆発・給排水・漏水等の事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、被共済者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときには、共済金をお支払いします。

<損害賠償共済金>

※1回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きます。

※損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得するものがあるときは、その差額を差し引きます。

<賠償費用共済金>

損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金をお支払いします。

※1回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。

※損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

▶ 6 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の借家人賠償責任特約のほかに、「共済金をお支払いする場合(50ページ)」に相当する損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。

▶ 7 全労済による援助

全労済が必要と認めた場合、借用住宅の貸主からの損害賠償請求につき、被共済者の求めにより援助および助言を行うことができます。

注意喚起情報 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(免責)

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

- ① 次の事由によって滅失、損傷または汚損したことによる損害
 - ㊦ 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意
 - ㊧ 共済契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図
 - ㊨ 借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事
 - ㊩ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
 - ㊪ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等、地震・噴火またはこれらによる津波により生じた火災、破裂または爆発、漏水等

- ㊫ 上記①・㊬の損害の原因により生じ、延焼または拡大した火災、破裂または爆発、漏水等
- ② 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害
 - ㊭ 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
 - ㊮ 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

▶ 2 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- ① 共済契約者および被共済者が申し込みの日において、すでに借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故により滅失、損傷または汚損したことを知っていたとき、または事故の原因が発生したことを知っていたとき
- ② 更新契約において、借家人賠償責任特約共済金額の増額のお申し出がされた場合、増額された部分の借家人賠償責任特約共済金額に対応する共済契約については①の規定を適用します。
- ③ 発効日において、借家人賠償責任特約 契約概要の「特約の契約方法(51ページ)」を満たしていないとき
- ④ 借家人賠償責任特約の共済金額が、最高限度を超えていたときは、その超えた部分
- ⑤ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
 - ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効であった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として、掛金を返還いたします。
 - ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 3 詐欺等による借家人賠償責任特約の取り消しについて

契約者または加入者が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 4 個人賠償責任特約の解除について

(1) 通知の義務「契約内容に関する届け出について(P.48)」(1)または(3)が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき、または通知をした場合で全労済が契約の継続を承諾しないとき

(2) 「契約の解除について(P.48)」(1)(3)(4)(5)のいずれかに該当するとき。ただし、「契約者」を「契約者または加入者」と読み替えます。

※支払事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただく場合があります。

▶ 5 契約内容に関する届け出について

共済契約者および被共済者は次の場合、労働組合またはゆうゆうセンターへご連絡ください。

- ① 借家人賠償責任特約の「特約の契約方法(51ページ)」を満たさなくなったとき
- ② 借用住宅について共済金をお支払いする場合の損害を保障する他の契約を締結するとき
- ③ 借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故以外の原因により滅失、損傷または汚損したとき

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

自然災害保障 全労済「自然災害共済」

自然災害保障は、全労済の「自然災害共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「自然災害共済」

▶ 1 自然災害保障について

自然災害保障は、火災共済に追加して加入する共済です。地震による火災や損壊、風水害、盗難などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。自然災害保障は、火災共済と同口数での契約となります。自然災害共済のみに加入することはできません。

▶ 2 契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で同時にご加入ください。なお、火災共済と同時に加入できるのは標準タイプまたは大型タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません。

▶ 3 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合に

は、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

▶ 4 共済期間および更新について

自然災害共済の契約の発効日・更新日または満期日は、火災共済の発効日・更新日または満期日と同一の日となります。火災共済が共済期間の途中において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、自然災害共済も同時に終了となります。また、自然災害共済が共済期間の途中において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、火災共済も同時に終了となります。

▶ 5 加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、火災共済の「加入できる住宅または家財(49ページ)」と同様です。ただし下記は、自然災害共済では含まれません。

- (1)門、塀、垣根その他の住宅の付属工作物
- (2)住宅に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物

▶ 6 共済金をお支払いする場合

<風水害等共済金>

申込日の翌日から8日目以後の共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度		大型タイプ		標準タイプ		
			1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の 損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊		50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
		30~50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
		20~30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円	
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円	
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円	
床上浸水	全床面 50% 以上	居室の 床面から の 浸水面の 高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
			100~150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
			70~100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
			40~70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
			40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
			50% 未満	100cm以上	7,000円	420万円	5,000円
		100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

[支払要件]

- (1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損害額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合
- (2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合

●留意事項

- 火災共済の「共済金をお支払いする場合」風水害等共済金の留意事項(2)~(6)(50ページ)が適用となります。さらに加えて下記の事項が適用されます。
- 風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。

■用語の解説

- 一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
- 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

<地震等共済金>

共済期間中に地震による火災、地震による損壊、噴火による火災、噴火による損壊、津波による損壊の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり地震等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度		大型タイプ		標準タイプ	
			1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
損壊 焼損等	全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
	半焼・半壊	20%以上~70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
	一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

[支払要件]

- (1) 共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が 100 万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。
- (2) 下記の損害は、地震等による損害に含まれます。
 - ① 地震等によって生じた火災等による損害。
 - ② 地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
 - ③ 発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

●留意事項

- (1) 72 時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して 1 回の事故とみなします。
 - (2) 共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が 100 万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に 100 万円を超える損害があった場合には、一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
 - (3) 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの附属工作物の損害は含まれません。
- ※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

●地震等特別共済金

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が 20万円を超え100万円以下	1回の事故につき 1世帯あたり4.5万円	1回の事故につき 1世帯あたり3万円

※ただし、加入口数が 20 口以上の場合に限りです。

●付属建物等特別共済金※大型タイプのみです。

風水害等、地震等により付属建物または附属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1 回の事故につき 1 世帯あたり 3 万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が 20 口以上の場合に限りです。(大型タイプに加入の場合)

[支払要件]

- (1) 共済の目的である附属工作物(門、塀、垣根など)および付属建物(物置、納屋、車庫など)につき、つぎの①、②のいずれかに該当する場合、付属建物等特別共済金をお支払いします。
 - ① 申込みの日の翌日から 8 日目以後の共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が 10 万円を超えるとき。
 - ② 共済期間中に地震等により損害が生じ、その損害の額が 20 万円を超えるとき。

■留意事項

- (1) 直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から 7 日以内の共済期間中に生じたものであっても支払います。
- (2) 損害には、防災または避難に必要な処理を含めます。

<盗難共済金>

盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金をお支払いします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
	通貨(1万円以上)	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項

- (1) 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
 - (2) 通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
 - (3) 通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
 - (4) 通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
 - (5) 預貯金証書の損害は、①・②を満たす場合に限りです。
 - ① 盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
 - ② 預貯金が引き出されていたこと
- ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあうことをいいます。
- ※なお、盗難における「持ち出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額(他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。
- ① 持ち出し家財：限度額 100 万円
 - ② 通貨：限度額 20 万円
 - ③ 預貯金証書：限度額 200 万円

<傷害費用共済金>

風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障害には、傷害費用共済金をお支払いします。身体障害の場合は、59 ページの「身体障害等級別支払割合表」の支払割合に応じてお支払いします。

1 口あたりの共済金は最高 10,000 円で 1 事故 1 名につき最高 600 万円の傷害費用共済金をお支払いします。

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、共済期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し、共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から 180 日以内に死亡または所定の身体障害の状態になった場合には、その障害の程度に応じて傷害費用共済金をお支払いします。

▶ 7 共済金が削減される場合

下記の場合には、契約は削減となります。

- (1) 自然災害共済は、全労済・全国交通共済生協・自治労共済・電通共済生協・JP 共済生協・教職員共済生協(以下「自然災害共済実施生協」)が共同で実施するものです。
- (2) 1 回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、自然災害共済実施生協が風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた、下記の②総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を①の算式により計算した金額に削減します。

$$\text{①お支払いする共済金} = \frac{\text{所定の支払共済金の額} \times \text{総支払限度額 (下記のイまたはイ)}}{\text{自然災害共済実施生協の所定支払共済金総額}}$$

②総支払限度額

ア. 風水害等 400 億円

※明治以降の風水害による被害では、1959 年に発生した伊勢湾台風によるものが最大でしたが、この総支払限度額はこれと同程度の風水害等が襲来しても十分に共済金を支払うことができる水準として設定しています。

イ. 地震等 1,700 億円

※地震による被害は「1923 年の関東大震災」級の地震が再来した場合の被害が最大といわれています。この場合は共済金を削減してお支払いせざるをえません。しかし、その他過去 100 年間に発生した地震と同程度であれば、共済金を規定どおり支払うことができる水準とし設定しています。

※この総支払限度額は各自然災害共済実施生協の事業計画により定めたものです。

- (3)大規模な台風や地震などが発生し、大規模災害に備えた準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会で組合員の皆さまの承認をいただき、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
- (4)共済金削減の場合の概算払い
共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただきますことがあります。

▶ 8 地震保険料控除

自然災害共済の掛金のうち、地震等損害部分に相当する掛金が地震保険料控除の対象となります。

地震保険料控除の対象となる掛金単価(1口あたり)

自然災害共済加入タイプ	木造・モルタル等	鉄筋コンクリート
大型タイプ	月払掛金 11.0円のうち6.5円	月払掛金 6.5円のうち4.7円
標準タイプ	月払掛金 8.0円のうち4.5円	月払掛金 4.5円のうち3.2円

[2010年4月1日以降発効(更新)契約]

注意喚起情報 全労済「自然災害共済」

▶ 1 風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・地震等特別共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1)風水害等、地震等または火災等に際し、共済の目的である物が紛失し、または盗難によって生じた損害。
- (2)地震等が発生してから10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金のみ)。

- (3)屋外に置かれた家財または持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(125cc以下)の盗難による損害。
- (4)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害。
- (5)核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害。
- (6)(4)または(5)の損害の原因により生じた風水害等または地震等が延焼または拡大したことにより生じた損害。
- (7)発生原因がいかなる場合でも、風水害等または地震等が(4)または(5)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害。

▶ 2 傷害費用共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、傷害費用共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、その者と生計を一にする親族、共済金受取人等の故意、重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害。
- (2)上記「風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・地震等特別共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合(免責)」の(4)、(5)、(6)、(7)の原因による場合に生じた死亡および身体障害。
- (3)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの。

▶ 3 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約は無効となります。

- (1)契約の申込日において、共済の目的がすでに風水害等、地震等もしくは盗難による損害にあっていたりや損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき。
- (2)更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
- (3)大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中の新規契約または増額契約。ただし、当該共済契約が更新契約の場合は、その更新契約の既加入共済金額は除きます。
- (4)契約共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分。

保障のことなら

全労済

全労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

交通災害保障 全労済「交通災害共済」

交通災害保障は、全労済の「交通災害共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約			
	死亡	後遺障害	入院	通院
全労済	100%			

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。ご不明の点は、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「交通災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

交通災害保障は、全労済が定める「交通災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26～27ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

契約の発効日または更新日に、下記のいずれかに該当する方

- ①契約者(組合員以下同じ)

- ②契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く)
- ③上記以外の契約者と生計を一にする親族

▶ 4 保障額と共済掛金について

掛金は組合員・組合員と生計を一にする親族ともに共通です。

加入できる方	保障額	月掛金
組合員および 組合員と 生計を一にする 親族	100万円(10口)	70円
	200万円(20口)	140円
	300万円(30口)	210円
	400万円(40口)	280円
	500万円(50口)	350円

▶ 5 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象です)。

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(26ページ)を参照ください。

▶ 7 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に身体障害の状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表（詳細は59ページを参照ください）」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。	基本契約共済金額 × 給付割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。	入院共済金額×（入院日数 （184日限度）－免責4日） ※免責4日分については、 通院共済金をお支払いします
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に通院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に行われた通院が対象となります。	通院共済金額 × 通院日数（90日限度）

▶ 8 共済金を減額する場合

交通事故により損害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障害もしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相互する共済金の額を決定してお支払いします。

▶ 9 共済金の分割払い等について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 10 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、下記に掲げるものをいいます。

- 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、定期遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ）との衝突、接触等による事故。
- 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関に発生した衝突、接触、火災、爆発等による事故。
- 運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故。
- 乗客（入場客を含みます）として、改札口のある交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における加入者の不慮の事故。
- 道路（道路交通法第2条に定めるもの）を通行中の加入者の下記に掲げる不慮の事故。
 - 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - 火災または破裂・爆発

▶ 11 運行中および搭乗の定義

- 「交通事故の定義について（56ページ）」および「共済金をお支払いできない場合（56ページ）」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他全労済が認めるものをいい、下記の各号の場合は含みません。
 - 駐車中
 - 車庫、格納庫、またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またはけい留中
 - リフト、エレベータ、エスカレータ運転休止中

- 「交通事故の定義について（56ページ）」および「共済金をお支払いできない場合（56ページ）」に定める「搭乗」とは、下記の各号をいいます。
 - 運行中の交通機関に乗車（船）するために交通機関に手または足をかけたときから、下車（船）のために片足が地面につく直前まで
 - 自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - 自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
 - その他全労済が認めるもの

▶ 12 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共

済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 13 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合
- 加入者について、交通事故による傷害を被った場合
- 他の交通災害保険や交通災害共済に加入したとき
- 加入者が「加入できる方」の範囲外になったとき
- 死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき（契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合）

注意喚起情報 全労済「交通災害共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- 契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失
- 加入者の犯罪行為によるとき
- 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 加入者の精神障害または泥酔によるとき
- 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
- 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの
- 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関（ブルドーザー、クレーンなど）の当該用途に関連して生じたもの
- 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの。ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます。
 - 加入者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。）、競技・興行（練習を含みます。）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で全労済が規定する交通機関に搭乗している間に生じた傷害については、この限りではありません。
 - 加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
 - 荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
 - 全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃作業
 - 加入者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
 - 加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
 - 加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院

▶ 2 共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故の場合は、入院共済金額を「1口あたり50円に共済契約口数を乗じた金額、または1,000円のうちのいずれか少ない額」と読み替えて計算された金額を入院共済金として支払います。

▶ 3 契約の解除について

次のいずれかの場合、契約は解除される場合があります。

- (1) 共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3) 他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (4) 上記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不相当と判断したとき
- (5) 契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 - ただし、以下の場合は除きます。
 - ① 契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ② 全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
 - ③ 全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 加入者にかかる共済契約の発効日から2年以内に共済事故が生じなかったとき
 - ※ 上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には契約が解除されることがあります。
 - ※ 契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
 - ※ 支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
 ※ 契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
 ※ 共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 5 加入者による契約の解除請求について

- (1) 加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - ① 契約者または共済金受取人に前記「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき。

②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。

- ③ 契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2) 契約者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3) 加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4) (3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5) (4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 6 契約が無効となる場合

- (1) 加入者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や「加入できる方(55ページ)」の範囲外であったとき。
- (2) 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
- (3) 契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
- (4) 契約者の意思によらず契約申し込みがされたとき
 - ※ 1 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金を返還します。
 - ※ 2 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 契約が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

▶ 8 加入限度を超えた契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する交通災害共済にご契約の場合は、すべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度以内としてください。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 9 組合員及び出資金について

▶ 10 個人情報保護について

▶ 11 信用リスクについて

上記9～11の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(26～27ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

資料(各保障に関する関連情報)

▶ 1 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合	等級	身体障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼くおよび言語の機能を廃したものと (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%	第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものと (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したものと、(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)女性の外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸(こうがん)を失ったもの	42%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は、万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱(せきちゆう)に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものと (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものと (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものと (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能を廃したものと (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%	第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものと (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したものと (16)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したものと(手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%	第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったものと(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第5級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱(せきちゆう)に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%	第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱(せきちゆう)に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%

等級	身体障害	支払割合	等級	身体障害	支払割合
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%	第12級	(9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男性の外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (15) 女性の外貌に醜状を残すもの	10%
	第11級			(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱(せきちゅう)に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級		(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの	10%	第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したのもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男性の外貌(がいぼう)に醜状を残すもの

幹事保険会社である共栄火災の「標準傷害保険 傷害後遺障害保険金支払特約 別表1」によります。

▶ 2 生命・後遺障害保障、終身生命保障、交通災害保障、自然災害保障における「身体障害等級別支払割合表」

全トヨタ労連が引受ける生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)、全労済が引受ける生命・後遺障害保障(重度障害共済金)、交通災害保障(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命保障(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となる全労済所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。(平成21年6月1日現在)

等級	身体障害	支払割合	等級	身体障害	支払割合
第1級	1.両眼が失明したもの 2.そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.削除 6.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7.両上肢の用を全廃したもの 8.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9.両下肢の用を全廃したもの	100%	第3級	1. 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
				2. そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
				5. 両手の手指の全部を失ったもの	90%
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3. 両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの	100%	第4級	1.両眼の視力が0.06以下になったもの 2.そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3. 両耳の聴力を全く失ったもの 4.1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5.1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6.両手の手指の全部の用を廃したのもの 7.両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%

等級	身体障害	支払割合
第5級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2.1上肢を手関節以上で失ったもの 3.1下肢を足関節以上で失ったもの 4.1上肢の用を全廃したもの 5.1下肢の用を全廃したもの 6.両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1.両眼の視力が0.1以下になったもの 2.そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4.せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5.1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6.1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3.神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4.削除 5.胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8.1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9.1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10.1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11.両足の足指の全部の用を廃したもの 12.女性の外ばうに著しい醜状を残すもの 13.両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	1.1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2.せき柱に運動障害を残すもの 3.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5.1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8.1上肢に偽関節を残すもの 9.1下肢に偽関節を残すもの 10.1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1.両眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼の視力が0.06以下になったもの 3.両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6.そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7.1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8.1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10.1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11.1足の足指の全部の用を廃したもの 12.生殖器に著しい障害を残すもの	30%

等級	身体障害	支払割合
第10級	1.1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.正面視で複視を残すもの 2.そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3.14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5.削除 6.1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7.1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8.1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1.両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4.1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5.せき柱に変形を残すもの 6.1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7.削除 8.1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9.胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1.1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4.1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5.鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8.長管骨に変形を残すもの 8の2.1手の小指を失ったもの 9.1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10.1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12.局部にがん固な神経症状を残すもの 13.男性の外ばうに著しい醜状を残すもの 14.女性の外ばうに醜状を残すもの	10%
第13級	1.1眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2.正面視以外で複視を残すもの 3.両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2.5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4.1手の小指の用を廃したもの 5.1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6.削除 7.削除 8.1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9.1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10.1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1.1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2.3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2.1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3.上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4.下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5.削除 6.1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7.1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8.1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9.局部に神経症状を残すもの 10.男性の外ばうに醜状を残すもの	4%

【備考】

1. 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。

2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

▶ 3 入院・手術保障（損害保険会社）における手術支払倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術		37.痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)		72.眼球摘除術・組織充填術	
1.植皮術(25cm ² 未満は除く)	20	§.尿・性器の手術		73.眼窩腫瘍摘出術	
2.乳房切断術	20	38.腎移植手術(受容者に限る)		74.眼筋移植術	
§.筋骨の手術(抜釘術は除く)		39.腎臓・腎盂・尿管・膀胱視血手術 (経尿道的操作は除く)		§.感覚器・聴器の手術	
3.骨移植術	20	40.尿道狭窄視血手術 (経尿道的操作は除く)		75.観血的鼓膜・鼓室形成術	
4.骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く)	20	41.尿瘻閉鎖視血手術 (経尿道的操作は除く)		76.乳様洞開術	
5.頭蓋骨視血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く)	20	42.陰茎切断術		77.中耳根本手術	
6.鼻骨視血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除く)	10	43.睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術		78.内耳視血手術	
7.上顎骨・下顎骨・顎関節視血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20	44.陰嚢水腫根本手術		79.聴神経腫瘍摘出術	
8.脊椎・骨盤視血手術	20	45.子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘などの子宮全摘除術を除く)		§.悪性新生物の手術	
9.鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨視血手術	10	46.子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術		80.悪性新生物根治手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	
10.四肢切断術(手指・足指を除く)	20	47.帝王切開娩出術		81.悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	
11.切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの)	20	48.子宮外妊娠手術		82.その他の悪性新生物手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	
12.四肢骨・四肢関節視血手術 (手指・足指を除く)	10	49.子宮脱・脱肛手術		83.上記1～82以外の開頭術(注1)	
13.筋・腱・靭帯視血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10	50.その他の子宮手術(子宮頸管ポリプ切除術・人工妊娠中絶術を除く)		84.上記1～82以外の開胸術(注2)	
§.呼吸器・胸部の手術		51.卵管・卵巣視血手術 (経膈的操作は除く)		85.上記1～82以外の開腹術(注3)	
14.慢性副鼻腔炎根本手術	10	52.その他の卵管・卵巣手術		86.衝撃波による体内結石破碎術 (施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	
15.喉頭全摘除術	20	§.内分泌器の手術		87.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸腹部臓器手術 (検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	
16.気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの)(注2)	20	53.下垂体腫瘍摘除術		§.新生物根治放射線照射	
17.胸郭形成術	20	54.甲状腺手術		88.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
18.縦隔腫瘍摘出術	40	55.副腎全摘除術			
§.循環器・脾の手術		§.神経の手術			
19.観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く)	20	56.頭蓋内視血手術			
20.静脈瘤根本手術	10	57.神経視血手術 (形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)			
21.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの)(注2)(注3)	40	58.観血的脊髄腫瘍摘出術			
22.心膜切開・縫合術	20	59.脊髄硬膜内外視血手術			
23.直視下心臓内手術	40	§.感覚器・視器の手術			
24.体内用ペースメーカー埋込術	20	60.眼瞼下垂症手術			
25.脾摘除術	20	61.涙小管形成術			
§.消化器の手術		62.涙嚢鼻腔吻合術			
26.耳下腺腫瘍摘出術	20	63.結膜嚢形成術			
27.顎下腺腫瘍摘出術	10	64.角膜移植術			
28.食道離断術	40	65.観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術			
29.胃切除術	40	66.虹彩前後癒着剥離術			
30.その他の胃・食道手術 (開胸・開腹を伴うもの)(注2)(注3)	20	67.緑内障視血手術			
31.腹膜炎手術	20	68.白内障・水晶体視血手術			
32.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓視血手術	20	69.硝子体視血手術			
33.ヘルニア根本手術	10	70.網膜剥離症手術			
34.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	71.レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (近視または乱視の矯正手術を除く (施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払いを限度とする))			
35.直腸脱根本手術	20				
36.その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの)(注3)	20				

(注1)「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
 (注2)「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。
 (注3)「開腹術」とは、腹腔を開き、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

全保障
共通事項

生命・
後遺障害保障

終身生命
保障

入院・
手術保障

終身医療
保障

火災保障

交通災害
保障

資料

▶ 4 終身医療保障における手術支払割合表

終身医療保障の「手術共済金」および「災害手術共済金」のお支払いについて全労済が定める手術および給付倍率は次表のとおりです。

1. 手術の定義

- (1)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号1. から94. に該当するものをいいます。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- (2)「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

2. 適用方法

- (1)1. の手術を受けた場合で、表中の手術の種類2以上に該当したときは、それらのうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術に該当したものとします。ただし、その1の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。「衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)」[体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)]「レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。)」[血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。)]に該当する手術。
- (2)所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術		33.腹膜炎手術	10	70.硝子体観血手術	10
1.植皮術(25cm ² 未満は除く)	10	34.胃切除術	10	71.網膜剥離症手術	10
2.四肢軟部腫瘍摘出術	10	35.その他の胃・食道手術 (開頸・開胸・開腹を伴うもの)	10	72.レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く)	10
3.乳腺腫瘍摘出術	10	36.ヘルニア根本手術	10	73.眼筋移植術	10
4.乳房切断術	10	37.限局性腹腔膿瘍手術	10	74.眼球摘除術・組織充填術	10
§.筋骨の手術(抜釘術は除く)		38.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	75.眼窩腫瘍摘出術	10
5.骨移植術	10	39.直腸脱根本手術	10	76.眼瞼下垂症手術	10
6.骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く)	10	40.その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの)	10	77.結膜嚢形成術	10
7.頭蓋骨観血手術	10	41.痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)	10	78.角膜移植術	10
8.鼻骨観血手術	10	42.肝移植手術(受容者に限る)	10	79.涙小管形成術	10
9.上顎骨・下顎骨観血手術 (歯・歯周組織の処置に伴うもの、慢性副鼻腔炎手術を除く)	10	43.肝臓・胆嚢・肝道・脾臓手術	10	80.涙嚢鼻腔吻合術	10
10.脊椎・骨盤観血手術	10	§.尿・性器の手術		§.感覚器・聴器の手術	
11.鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨観血手術	10	44.腎臓・腎盂手術	10	81.観血的鼓膜・鼓室形成術	10
12.四肢切断術	10	45.腎移植手術(受容者に限る)	10	82.乳様洞削開術	10
13.切断四肢再接合術	10	46.尿管・膀胱手術	10	83.中耳根本手術	10
14.四肢骨・四肢関節観血手術	10	47.膀胱周囲膿瘍切開術	10	84.内耳観血手術	10
15.腱・靭帯観血手術	10	48.尿道狭窄手術	10	85.聴神経腫瘍摘出術	10
§.呼吸器・胸部の手術		49.陰茎切断術	10	§.悪性新生物の手術	
16.慢性副鼻腔炎根本手術	10	50.睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10	86.悪性新生物根治手術	10
17.喉頭切開術	10	51.陰嚢水腫根本手術	10	87.悪性新生物温熱療法 (施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
18.気管・気管支・肺・胸膜手術 (開頸・開胸を伴うもの)	10	52.子宮全摘除術	10	88.その他の悪性新生物手術	10
19.胸郭形成術	10	53.帝王切開娩出術	10	§.上記以外の手術	
20.縦隔腫瘍摘出術	10	54.子宮外妊娠手術	10	89.上記以外の開頭術	10
§.循環器の手術		55.膣脱手術	10	90.上記以外の開胸術	10
21.体内用ペースメーカー埋込術 (電池・リード・ジェネレーター交換を除く)	10	56.その他の子宮手術 (子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く)	10	91.上記以外の開腹術	10
22.体内用ペースメーカー交換術 (電池交換を含む)	10	57.卵巣・卵管手術	10	92.衝撃波による体内結石破碎術 (施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
23.血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く)	10	§.内分泌器の手術		93.体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器手術 (検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
24.血管塞栓術 (施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10	58.下垂体腫瘍摘除術	10	§.新生物根治放射線照射	
25.動静脈内埋込型カテーテル設置術	10	59.甲状腺手術	10	94.新生物根治放射線照射 (50グレイ(5000ラド)以上照射で、施術の開始日からその日を含めて60日の間に1回の支払いを限度とする)	10
26.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの)	10	60.副腎手術	10	§.神経の手術	
27.直視下心臓内手術	10	§.神経の手術		§.感覚器・視器の手術	
28.心膜切開・縫合術	10	61.神経観血手術	10	65.観血的前房・虹彩・硝子体内・眼窩内異物除去手術	10
§.脾・リンパ節の手術		62.頭蓋内手術	10	66.緑内障手術	10
29.脾摘除術	10	63.脊髄硬膜内外手術	10	67.硝子体茎頭微鏡下離断術	10
§.消化器の手術		64.脊髄腫瘍摘出術	10	68.線維柱帯微鏡下切開術	10
30.耳下腺腫瘍摘出術	10	§.感覚器・視器の手術		69.白内障・水晶体観血手術	10
31.顎下腺・舌下腺腫瘍摘出術	10	§.感覚器・視器の手術			
32.食道離断術	10	§.感覚器・視器の手術			

「ゆうゆう」お問い合わせ窓口

「ゆうゆう」運営に関する内容は

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

代表

0565-25-1901

受付時間

[月~金] 9:00~17:00

「ゆうゆう」共済金請求に関する内容は

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

共済金
専用

0565-25-1903

受付時間

[月~金] 9:00~17:00